

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	自立支援医療（更生医療）支給事業費（56-64-33-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	24 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。				
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認められた者）				
内容	<p>【主な治療内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障害でのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術 ・人工透析 ・抗HIV療法 等 <p>【医療費給付内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度に給付 ・入院の場合の食事療養費 ・移送費、施術費、治療材料費等 <p>【医療費の審査及び支払】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託 <p>【事務処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。 ・治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払。 				
経過	<p>平成18年 4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年 3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行</p>				
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要である。				
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【決定】直営 【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額	2,800	7,494	13,746	21,439	22,230	429,249
	決算額（20年度は見込み）	2,799	7,494	10,021	20,657	19,524	279,057	343,531
	人件費				431	854	2,928	
	【事務分担当量】（%）				5	10	45	
	合計（+）	2,799	7,494	10,021	21,088	20,378	281,985	343,531
	国（特定財源）	1,253	3,438	5,010	10,328	10,191	140,677	170,265
	都（特定財源）					2,135	70,339	85,133
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,546	4,056	5,011	10,760	8,052	70,969	88,133
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	件数 入院	22	32	23	25	28	96	109
	件数 通院	40	102	148	199	193	1,058	1,155

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
扶助費	入院分		2,134	入院分	27,693	入院分	33,353
	通院分		17,390	通院分	251,364	通院分	310,178

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	入院件数	25	28	96	109	-	更生医療受給人月（入院分）
	通院件数	199	198	1,058	1,155	-	更生医療受給人月（通院分）
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	なし
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）
法定事業	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障害者医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	近藤 智宏	内線	2690
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害者医療助成事業費（56-64-66-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	49 年度	根拠	心身障害者の医療費の助成に関する条例、同条例施行規則、心身障害者医療費助成要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現[01]			
	施策	健康を支える保険・医療体制の確立[01-04]			
目的	心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				
対象者等	以下の対象要件の全てを満たす者 障がい要件 身体障害者手帳1～3級（3級は内部障がいのみ）、愛の手帳1・2度 所得制限 年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わることにより38万円加算。 年齢制限 新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満。但し、65才以前に受給者証を有していた者は65歳以上でも対象となる。 【後期高齢者医療制度との関係】 65歳以上74歳未満は主たる医療保険を後期高齢者医療制度に移行することが可能。 例）65歳以上74歳未満の場合の医療保険等の組み合わせ 各種医療保険等＋心身障害者医療助成制度 … 各種医療保険の保険料 後期高齢者医療制度＋心身障害者医療助成制度 … 後期高齢者医療制度の保険料				
内容	【医療券発行】 医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで 現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） 入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 助成方法 A. 契約医療機関の場合（主に都内医療機関、一部都外を含む） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費概算請求（後に精算） 医療費概算支払（後に精算） 医療費請求 医療費支払</p> </div> </div> B. 契約外医療機関の場合（主に都外医療機関、一部都内を含む） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p>診療・医療提供 一部負担（1割等）支払 医療費助成額概算請求（後に精算） 医療費助成額概算支払（後に精算） 医療費請求（領収書の添付が必要） 医療費支払（口座振込）</p> </div> </div>				
経過	昭和49年 7月	心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 障がい程度に内部障がい3級を追加			
	昭和59年 9月	社会保険被保険者を対象化			
	平成6～14年 10月	健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成 等）			
	平成18年 4月	障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化			
	平成20年 4月	後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ当該事務移管			
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務				

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

		(単位：千円)						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	394	336	410	358	334	390	565
	決算額（20年度は見込み）	221	216	306	236	54	205	565
	人件費				14,221	13,557	9,271	
	【事務分担当】（％）				165	195	130	
	合計（＋）	221	216	306	14,457	13,611	9,476	565
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	221	216	306	14,457	13,611	9,476	565	

実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	受給者証交付者数	2,140	2,065	2,023	2,008	1,973	1,951	1,901
	支給件数（延べ数）	-	-	1,155	1,224	1,373	1,248	-
	都外医療機関医療助成金額	-	-	-	-	12,168,815	11,625,198	-

予算内・決算	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
印刷製本費	対象者調査はがき等		53	対象者調査はがき等	22	対象者調査はがき等	374
	一般需用					消耗品	30
	役務費	受給者証等郵送料	193	受給者証等郵送料	183	受給者証等郵送料	161

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	受給者証交付者数	2,008	1,973	1,951	1,901	-	受給者証交付の人数 20年度は3月末日現在
	医療費助成支給件数	1,224	1,373	1,248	-	-	都外医療機関医療費助成件数 20年度は6月末日現在
	医療費助成支給人数	-	408	407	-	-	都外医療機関医療費助成人数 20年度は6月末日現在

（問題点・課題分析）	<p>指定外金融機関への振込みには期間を要する。また、別途振込手数料が発生する。 振込先金融機関にゆうちょ銀行（旧郵便局）が利用できないため、ゆうちょ銀行以外の口座を持っていない対象者は、新たに別の金融機関での口座を作る必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定金融機関への変更が可能な受給者については変更を依頼する。	振込みまでの期間短縮、経費の削減
	なし	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者団体補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美														
		担当者名	平田 直子	内線	2683														
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者団体補助（56-72-33-01）																		
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業															
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱														
終期設定	有	無	年度	法令等															
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画														
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]																	
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]																	
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]																	
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																		
対象者等	補助金交付団体：8団体 平成19年度実績団体（会員数） ・荒川区身体障害者更生会（198名） ・荒川区手をつなぐ親の会（148名） ・荒川区身障児父母の会（58名） ・荒川のぞみの会（54名） ・荒川区聴覚障害者協会（60名） ・荒川区視力障害者福祉協会（55名） ・荒川腎友会（57名） ・荒川区心身障害児者福祉連合会（7団体）																		
内容	【補助金算定基準】 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ~ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ~ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ~ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ~ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ~ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～19年度各年度10万円）</p>					団体の会員数（人）	補助金額	30 ~ 50	60,000円	51 ~ 100	120,000円	101 ~ 200	150,000円	201 ~ 300	180,000円	301 ~ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																		
30 ~ 50	60,000円																		
51 ~ 100	120,000円																		
101 ~ 200	150,000円																		
201 ~ 300	180,000円																		
301 ~ 400	210,000円																		
401以上	240,000円																		
経過																			
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発的な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																		
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）																		

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	予算額	970	970	970	970	970	1,070	1,000
	決算額（20年度は見込み）	970	970	970	910	970	1,000	1,000
	人件費	/	/	/	2,048	2,032	/	/
	【事務分担量】（%）	/	/	/	31	31	/	/
	合計（+）	970	970	970	2,958	3,002	1,000	1,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
その他（特定財源）								
一般財源	970	970	970	2,958	3,002	1,000	1,000	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	団体補助	970	団体補助	1,000	団体補助	1,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助団体数	7	8	8	8	-	補助基準を満たしている団体数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p style="text-align: center;">団体の増減への対応</p>
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 17 区 未実施 5 区 ）</p> <p>未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各団体との密な連絡による事前調整	団体への速やかな対応・及び信頼関係の維持
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要質 旨問 状）	<p>11年三定 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」</p>
-----------------------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者運動会補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者運動会補助 (56-72-66-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。				
対象者等	荒川区心身障害児者福祉連合会				
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会 【実施日】 9月最終日曜日 【場所】 区立第一中学校校庭又は体育館 【参加者】 区内障害者（児）、家族及び関係者 約700名 【主催】 荒川区心身障害児者福祉連合会 【後援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p style="text-align: center;">民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>				
経過	平成10年 4月 補助金額を10%削減 平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（1年10万円削減） 平成13年 4月 10万円削減 平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結 平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定				
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	520	520	520	520	520	520	520	
決算額（20年度は見込み）	520	520	520	520	520	520	520	
人件費				86	205			
【事務分担量】（%）				1	6			
合計（+）	520	520	520	606	725	520	520	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	520	520	520	606	725	520	520	
実績の推移	事項名							
参加人数	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
	650	650	650	600	700	700	700	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運動会補助	520	運動会補助	520	運動会補助	520

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
	参加人数	600	700	700	700	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	知的障がい者授産事業補助（荒川あさがお福祉作業所）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	知的障害者授産事業補助（56-76-25-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者に就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障がい者授産事業に要する経費を一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：荒川区手をつなぐ親の会（あさがお～第四福祉作業所・パン工房あさがお） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	荒川あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）所長（各施設兼務）1人常勤2人非常勤4人 （作業）箱折・袋詰等（開設）昭和56年10月 荒川第二あさがお福祉作業所（場所）旧小台橋小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤2人非常勤4人（作業）文房具・袋詰等（開設）昭和61年10月 荒川第三あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）19名（指導員）常勤2人非常勤3人（作業）文房具・付録作等（開設）昭和63年4月 荒川第四あさがお福祉作業所（場所）旧真土小 （定員）19名（現員）17名（指導員）常勤2人非常勤3人（作業）文房具・キャリー折（開設）平成3年4月 パン工房あさがお（場所）旧小台橋小 （定員）13名（現員）8名（指導員）常勤1人非常勤3人（作業）パン等の製造販売（開設）平成18年11月 * 主な事業内容 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加・就労指導 * 通所日数 全施設週5日 作業時間1日平均7時間（9:00～16:00）				
経過	昭和57年度 東京都からの直接補助（東京都知的障害者育成会）とこれを補完する区の補助の2本立て制度で実施 平成7年度 東京都が区を通じた間接補助に変更（区の補助金額2/3） 平成10年度 都補助基準と区補助基準との格差是正を図るため、補助項目に調整加算額を新設 平成11年度 荒川第三・第四あさがお福祉作業所が、旧真土小内へ移転 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 平成16年度 荒川あさがお、第二あさがおが、旧小台橋小内に移転 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成17年度 荒川あさがお福祉作業所（第一～第四）の小規模法内化不認可 平成18年度 パン工房あさがお福祉作業所開設（11月）				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 施設の事業運営費の一部を補助				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	90,460	105,599	83,946	82,411	96,471	92,645	102,123	
決算額（20年度は見込み）	88,213	89,731	77,005	82,411	90,474	92,645	102,123	
人件費				862	854	854		
【事務分担当】（%）				10	10	10		
合計（+）	88,213	89,731	77,005	83,273	91,328	93,499	102,123	
国（特定財源）								
都（特定財源）	44,105	37,468	37,213	41,204	42,410	46,784	49,230	
その他（特定財源）								
一般財源	44,108	52,263	39,792	42,069	48,918	46,715	52,893	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荒川あさがお補助額	20,899	16,258	19,739	20,899	19,739	19,739	19,739
	荒川第二あさがお補助額	24,355	21,524	18,949	21,014	21,014	21,269	21,269
	荒川第三あさがお補助額	22,060	20,899	20,899	20,899	22,060	21,920	21,920
	荒川第四あさがお補助額	20,899	17,418	17,418	19,599	18,438	19,599	19,599
	パン工房あさがお					9,223	10,118	10,118

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
負担金補助及び交付金	運営費補助・第一	19,739	19,739	20,900			
	運営費補助・第二	21,014	21,269	22,431			
	運営費補助・第三	22,060	21,920	23,081			
	運営費補助・第四	18,438	19,599	23,081			
	運営費補助・パン工房あさがお	9,223	10,118	12,645			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
通所者数 実人数	通所者数（補助対象延べ数）	14,354名	14,797名	16,678名	3,008名	16,000名	-
	実人数	75	76	81	77	89	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労に向けた訓練場所として、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援することが必要となる。 ・法人格を取得し、平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。 ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（ 実施 17 区 未実施 区 ）</p> <p>未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、大田区</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般就労への訓練の充実を図るため、パン工房あさがおを有効に活用できるよう支援する。	一般就労することにより収入が増加し、安定した生活を送ることができる。
法人格の取得及び障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障がい児（者）地域デイサービス事業補助（生活クラブスニーカー）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害児（者）地域デイサービス事業補助（56-76-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠	荒川区心身障害者（児）地域デイサービス事業
終期設定	有	無	年度	法令等	運営補助要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅の心身障がい児（者）に対して適切な指導訓練を行うため、社会福祉法人等が実施する心身障害児（者）通所訓練事業（心身障害児の放課後対策）に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設6人以上の通所訓練事業を実施している社会福祉法人等 <対象団体> 運営主体：荒川のぞみの会（任意団体の活動として） <対象事業> 生活クラブスニーカー <利用者> 原則として、区内在住の心身障がい児（学齢6歳～15歳）学齢を超える者も在籍（補助対象外）主体は知的障がい者（身体障がいとの重複者もいる）				
内容	生活クラブスニーカーの事業運営費の一部を補助 学齢を超える障がい者は補助対象外者 開設年月：昭和51年9月 利用可能者：荒川のぞみの会会員（最大定員は未設定） 平成20年4月現在 利用人数：13名 補助対象外通所者：11名 指導員数：12名 開所日数：週3日（月・水・金） 1日3時間30分（13：30から17：00） 場 所：旧真土小学校 平成13年4月より、教室の一室を継続利用 <主な事業内容> 音楽・水泳・体操・図工・華道・ハイキング・宿泊訓練				
経過	昭和58年度 補助事業開始 平成10年度 都補助基準額（地域デイサービス事業）と区補助基準額との是正を図るため、補助項目の調整加算を新設 平成13年度 4月26日より旧真土小を無償貸与 平成15年度 補助基準が都基準と同一になった事に伴い、調整加算費を廃止し、都と同じ算定方法による補助へ移行。事業名を「通所訓練事業」から「心身障害児（者）地域デイサービス事業補助」に改める。				
必要性	心身障がい児の放課後対策に寄与しており、必要性は高い。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	
決算額（20年度は見込み）	5,433	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	7,587	
人件費				862	854	427		
【事務分担量】（%）				10	10	5		
合計（+）	5,433	7,587	7,587	8,449	8,441	8,014	7,587	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,433	7,587	7,587	8,449	8,441	8,014	7,587	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象人数	14人	16人	16人	18人	17人	16人	13人
	通所人員	28人	29人	30人	28人	29人	27人	24人
	通所日数	153日	153日	177日	163日	153日	160日	160日

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587	運営費補助	7,587

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	通所者数（補助対象延べ数）	1,283人	1,321人	1,051人	113人	1,443人	-
標	実人数	16(10)	17(12)	16(11)	14(11)	18(12)	（ ）は補助対象外の通所者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。</p>
他区の実況	（実施 4 区 未実施 区） 世田谷区、渋谷区、杉並区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	心身障がい児（者）の安定した放課後対策を実施できる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心身障がい者小規模通所授産施設事業補助（作業所ボンエルフ）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	新見 英信	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心身障害者小規模通所授産施設事業補助（56-76-75-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	4年度	根拠	荒川区心身障害者小規模通所授産施設事業運営
終期設定	有	無	年度	法令等	費補助金交付要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	一般就労の困難な在宅の心身障がい者の就労の場を提供し、障がい者団体等が実施する心身障害者授産事業に要する経費の一部を区が補助することにより、当該事業の充実を図る。				
対象者等	1施設8人以上19人以下の小規模通所授産事業を実施している障がい者団体等 <対象団体> 運営主体：社会福祉法人荒川のだみの会（作業所ボンエルフ） <利用者> 原則として、区内在住の18歳以上の心身障がい者				
内容	社会福祉法人荒川のだみの会の運営する作業所ボンエルフの事業運営費の一部を補助。 <施設名> 作業所ボンエルフ <場所> 旧真土小2F <定員> 19名 <現員> 18名 <指導員数> 常勤3名 非常勤5名 <作業種目> 手芸品作成、箱詰等 <開設年月日> 平成元年4月 <主な事業内容> 受託作業・作業指導・生活指導・行事参加				
経過	平成4年度 作業所ボンエルフ開設 平成7年度 知的障害者授産事業補助と共通基準の補助金交付要綱（荒川区心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱）に改正 平成10年度 都補助金基準額（心身障害者（児）通所訓練等事業補助金）と区補助金基準額との格差是正を図るために、補助項目に調整加算費を新設 平成14年度 5月に旧真土小内1室を新たに貸与し、計2室となる。 平成15年度 施設規模（A基準：15人以上15,571千円 B基準：8人以上15人未満9,937千円）による補助制度から、施設利用者数による単価制（A基準8人～10人 1人105,263円 B基準11人以上 1人96,698円）へ移行 事業名を「通所授産事業補助」から「心身障害者小規模通所授産事業補助」へ移行				
必要性	心身障がい者の就労支援ならびに社会参加の促進に寄与しているため、必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	17,279	18,694	17,278	19,854	22,176	19,855	21,015	
決算額（20年度は見込み）	14,957	13,797	17,278	19,854	19,854	19,855	21,015	
人件費				862	854	427		
【事務分担量】（%）				10	10	5		
合計（+）	14,957	13,797	17,278	20,716	20,708	20,282	21,015	
国（特定財源）								
都（特定財源）	8,250	8,250	7,875	7,875	7,500	13,292	13,007	
その他（特定財源）								
一般財源	6,707	5,547	9,403	12,841	13,208	6,990	8,008	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
通所者数	11人	11人	13人	17人	16人	16人	18人	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助 助け及び 交付金	運営費補助	19,854	運営費補助	19,854	運営費補助	21,015

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	通所者数	3,204	3,483	3,551	720	4,560	補助対象者延べ数
	実人数	17	17	16	17	19	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発事業による旧真土小の取り壊しにより、移転先を探すことが必要となる。 ・平成23年度までに障害者自立支援法の新体系への移行が必要となる。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、大田区、品川区、豊島区、足立区、板橋区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
再開発事業の動向を見ながら、区内の未利用施設を活用し、移転先の確保を図る。	作業所の安定した運営を確保できる。
障害者自立支援法の新体系への移行を支援する。	障がい者の日中活動及び福祉的就労の場を確保できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議要旨 （要旨） 状況	
---------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者小規模通所授産施設・共同作業所運営費補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神障害者共同作業所補助（56-76-80-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠法令等	荒川区精神障害者共同作業所通所訓練運営費等補助金交付要綱・荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	精神障害者共同作業所訓練事業を行う精神障がい者家族団体等及び小規模通所授産施設を運営する社会福祉法人等に対して、その事業の運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障がい者の社会適応訓練の場を確保し、社会復帰の促進を図る。				
対象者等	[共同作業所] 3施設 Aランク(定員15人以上、指導員3人以上) ・マック・リブ作業所(NPO法人) ・ワークハウス荒川 ・ワークハウス荒川第2(社会福祉法人愛と光の会)				
内容	荒川区精神障害者共同作業所設置運営基準及び小規模通所授産施設設置運営基準に適合した精神障害者共同作業所及び小規模通所授産施設に対し、事業の運営費等の一部を補助する。 利用者負担：小規模授産施設は利用料の負担有り。金額は各施設が決める。共同作業所は無し。				
	施設名	施設種別	開設年月	定員	作業内容
	マック・リブ作業所	共同作業所	H 6 . 2	15名以上	マンション清掃
	ワークハウス荒川	共同作業所	H 1 . 12	15名以上	文具類の組み立て、包装等
	ワークハウス荒川第2	共同作業所	H 3 . 12	15名以上	自動車部品の組み立て等
経過	平成12年4月	保健所から障害者福祉課へ事務移管。区補助基準額が都補助基準額と同一となる。 (平成10～12年度で差を1/3ずつ調整)			
	平成14年10月	荒川区精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱制定 荒川ひまわり及び荒川ひまわり第2作業所が小規模通所授産施設(法内)となる。			
	平成14年12月	マック・リブ作業所がNPO法人の運営となる。			
	平成20年4月	荒川ひまわり及び同第2の2施設が自立支援法に基づく施設に移行。			
必要性	精神障がい者の社会における訓練の場を確保する上で必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	93,602	92,492	92,340	91,924	92,299	92,013	53,812
	決算額(20年度は見込み)	89,805	90,782	90,758	90,640	90,570	90,653	53,812
	人件費				1,724	1,708	1,708	
	【事務分担当】(%)				20	20	20	
	合計(+)	89,805	90,782	90,758	92,364	92,278	92,361	53,812
	国(特定財源)							
都(特定財源)	59,336	60,782	62,352	62,337	62,042	62,118	35,875	
その他(特定財源)								
一般財源	30,469	30,000	28,406	30,027	30,236	30,243	17,937	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	小規模通所授産施設数	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設	0施設
	共同作業所施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	事業費	90,570	事業費	90,653	事業費	53,812

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用者数（小規模授産施設）	44	39	42	0	-	各年度末人数
	利用者数（共同作業所）	72	72	71	64	-	各年度末人数 20年度は補助対象者人数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>新体系施設への移行に際し、支援を必要とする。</p>
他区の実況	（ 実施 21 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
新体系施設への円滑な移行支援	施設運営の安定化
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	新体系施設への移行に向けて、助言・支援を行う

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者施設移行支援補助事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者施設移行支援補助事業費（56-76-90-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠法令等	荒川区障がい者施設新体系移行支援事業運営費補助金交付要綱・荒川区障がい者施設運営費貸付金要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者を対象とした作業所から障害者自立支援法に規定する施設に移行した際に、激変緩和補助及び施設借上げ費補助をし、あわせて運営資金の貸付を行い、指定事業所としての安定した運営を支援し、障がい者の日中の活動場所の継続確保を図る。				
対象者等	区内指定事業所のうち、小規模通所授産施設、共同作業所又は知的障がい者通所授産作業所から移行した施設。最大11施設。 平成20年度：2施設				
内容	1 激変緩和補助 単価 19,600円/月（一人あたり） 算定方法 19,600円×各月初日利用者数 2 施設借上げ費補助 補助率 1/2 算定方法 施設借上月額×運営月数×1/2 3 運営資金貸付 貸付上限 当該施設の18年度補助額の1/4 利息 なし 返済期限 当該年度末まで				
経過	平成20年 4月 事業開始 区内作業所2施設が新体系に移行				
必要性	障害者自立支援法の施行に伴い、作業所から施設への移行が必須となる施設もあり、移行による減収や施設維持のための借上げ費補助や運転資金貸付は必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	【補助】 年度当初に利用見込みによる概算払い 【貸付】 申請受理 審査 支払 返済				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							46,614	
決算額（20年度は見込み）							46,614	
人件費								
【事務分担当】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	46,614	
国（特定財源）								
都（特定財源）							22,344	
その他（特定財源）							17,988	
一般財源	0	0	0	0	0	0	6,282	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	補助対象施設数							2施設
	貸付実施施設数							2施設

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金					運営費補助	22,344
						施設借上補助	6,282
	貸付金					運営費貸付	17,988

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	新体系移行施設数	-	-	-	2	11	新体系施設に移行した施設数
	新体系施設利用者移行率	-	-	-	18	100	作業所利用者のうち新体系移行施設利用者割合
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	<p>都補助事業である激変緩和補助の平成21年度以降の取扱いについて、変更等に対応する必要がある。</p>
他区の実況	(実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
激変緩和補助事業の柔軟な対応	円滑な事業運営
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	円滑な移行のため、必要な事業である

(状況)	<p>議会議事録</p>
------	--------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費 (身体・知的障害相談員)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	福祉事業事務費(身体・知的障害相談員事業) (56-80-10-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	43年度	根拠	身体障害者相談員設置要綱(区)
終期設定	有	無	年度	法令等	知的障害者相談員設置要綱(区)
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	相談員が身体障がい者(児)および知的障がい者(児)に対し、各種相談、日常生活の援助、施設への入所措置等、社会的自立のための各種援護を行う。また、身体障害者相談員、知的障害者相談員、障がい者団体との連絡、意見交換を行うことにより、各種事業への意見を反映させる。				
対象者等	平成20年度 身体障害者相談員 11名 知的障害者相談員 6名				
内容	<p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する。(平成20年4月選任)</p> <p>相談員は自宅相談及び出張相談を行い、活動記録簿に活動状況を記録し、毎年4月10日までに相談員活動報告書により区に報告する。</p> <p>区は毎年4月20日までに の報告書を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談員の報償金は年2回(9月・3月)まとめて支給するものとする。 相談内容 手帳・補装具・支援費・家族関係等 <p>相談員の研修は、年2回(5月・3月)に区でおこなう。 (内容:障がい者の福祉制度の変更等の周知など)</p> <p>相談員の方の周知については、障害者の福祉とホームページに掲載している。</p>				
経過					
必要性	障がい者の持つ要望や悩み等に、より適切に対応するには行政だけではなく、障がい者当事者や家族が行う相談が必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	相談員の報償費(3,170円/月・人)及び、消耗品費については都の交付金を受け、支払う。				

		(単位:千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	704	711	711	711	713	686	714
	決算額(20年度は見込み)	676	698	679	685	672	686	714
	人件費				3,448	854	598	
	【事務分担当】(%)				40	10	7	
	合計(+)	676	698	679	4,133	1,526	1,284	714
	国(特定財源)							
実績の推移	都(特定財源)	676	698	672	672	672	672	698
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	0	7	3,461	854	612	16
	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
身障相談員数	11	11	11	11	11	11	11	
相談件数他			646	395	404	418		
知的相談員数	6	5	6	6	6	6	6	
相談件数他			300	177	313	246		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	相談員活動費		678	相談員活動費	653	相談員活動費
一般需要費	相談員研修会用消耗品		33	相談員研修会用消耗品	33	相談員研修会用消耗品	33

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
身障相談件数		394	404	418	-	-	-
知的相談件数		177	313	246	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石澤 稲子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	福祉事業事務費（障害福祉専門推進員）（56-80-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	9年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区障害者福祉課非常勤職員設置要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	荒川区の障がい者福祉の向上を図るため、非常勤職員として障害福祉専門推進員を配置する。				
対象者等	障害福祉専門推進員 4名				
内容	<p>障害者福祉課長の指揮、監督の下に、障害者福祉課において次の業務を行う。</p> <p>障害福祉専門推進員</p> <p>（1）障害者自立支援法に関する事務。 （2）障害者福祉の所管事業に関する事務。 （3）精神保健福祉事業に関する事務。 （4）その他任命権者が必要と認めるもの。</p>				
経過	平成 9年4月 事業開始 平成 17年4月 精神保健福祉相談員配置				
必要性	職務遂行に適する豊富な知識・経験を有している非常勤を配置することで、より質の高いサービスを提供することができる				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額		5,407	2,709	5,470	5,562	7,671
	決算額（20年度は見込み）		5,407	2,709	5,470	4,934	8,163	11,436
	人件費				0	854	1,452	
	【事務分担当】（%）				0	10	17	
	合計（+）	0	5,407	2,709	5,470	5,788	9,615	11,436
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	5,407	2,709	5,470	5,788	9,615	11,436
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	障害福祉専門推進員	1	2	1	1	1	3	4
	精神保健福祉相談員				1	1		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
報酬		障害福祉専門推進員	2,148	障害福祉専門推進員	7,321	障害福祉専門推進員	10,189
		精神保健福祉相談員	2,289				
	共済費 旅費	社会保険料	497	社会保険料	840	社会保険料	1,239
					特別旅費	2	特別旅費

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	専門職配置のため、適正のある人材の確保及び継続雇用が困難になりがちである。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害程度区分認定事務費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	中嶋 幸洋	内線	2689
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害程度区分認定事務費 (56-80-20-01)				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	障害者自立支援法第4,15,20,21,24条、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者自立支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害程度区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。				
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者。				
内容	<p>【障害程度区分認定に至る流れ】</p>  <p>介護の支援を受ける場合は介護給付、訓練等の支援を受ける場合は訓練等給付に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なる。 障害程度区分.....介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）</p> <p>【審査会開催回数】 3合議体、月2～3回開催 開催回数 ... 34回（予定）</p> <p>【審査会委員構成】 医師会医師6名、首都大学東京教授等3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員2名 福祉施設職員2名、当事者1名、保健師1名</p>				
経過	平成18年4月 法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始				
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					29,070	14,719	16,159	
決算額（20年度は見込み）					21,890	8,903	16,159	
人件費					7,888	14,518		
【事務分担量】（%）					150	170		
合計（+）	0	0	0	0	29,778	23,421	16,159	
国（特定財源）					4,271	4,871	8,171	
都（特定財源）					0	0	0	
その他（特定財源）					0	0	0	
一般財源	0	0	0	0	25,507	18,550	7,988	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	審査会開催回数					37	22	34
	障害程度区分認定件数					250	103	411

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		報酬	認定審査会委員報酬	14,815	認定審査会委員報酬	7,316	認定審査会委員報酬
時間外勤務手当	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	946	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	0	認定審査会開催に伴う時間外勤務手当	0	
共済費	社会保険料(非常勤)	1,375	社会保険料(非常勤)	681	社会保険料(非常勤)	887	
一般賃金	認定事務一般賃金	2,612	認定事務一般賃金	0	認定事務一般賃金	0	
報償費	認定審査会委員新任研修	90	認定審査会委員新任研修	10	認定審査会委員現任研修	150	
職員旅費	職員旅費	149	職員旅費	0	職員旅費	208	
特別旅費	調査非常勤旅費	170	調査非常勤旅費	148	調査非常勤旅費	876	
食糧費	食糧費	0	食糧費	0	食糧費	4	
一般需用費	消耗品費	195	消耗品費	90	消耗品費	195	
役務費	主治医意見書作成手数料	1,538	主治医意見書作成手数料	658	主治医意見書作成手数料	3,154	

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	申請件数	-	289	175	397	-	介護給付および訓練等給付
	障害程度区分認定件数	-	250	103	302	-	介護給付のみ
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分の認定期間は原則3年間であるため、3年周期で認定件数の多い年度が到来する。 ・また平成23年度までに身体・知的・精神の各施設は自立支援法の新体系に移行することとされている。しかし、新体系移行後の施設運営は課題が多く、今後の国の動向を見守る施設も多いと聞いている。そのため、施設の移行時期が集中し一時的な認定件数の増加が予測される。 ・これらに備え、的確な認定調査および二次判定を行える体制を確保し続けることが課題である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容
	改善により期待する効果
	同一の認定調査員の雇用を継続する。
	認定調査業務に習熟した職員が確保できる。
	審査会については継続して3部会により構成する。
	申請件数の急増にも対応できる体制が確保できる。
	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

(状況 要旨)	
------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	聴覚障がい者相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	平田 直子	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	聴覚障害者相談事業費（56-80-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54 年度	根拠	荒川区聴覚障害者相談事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内での各種相談を容易にする。				
対象者等	聴覚障がい者 【相談件数実績】平成19年度51件				
内容	【相談日】 毎月第2、第4火曜日の午後1時～午後4時（H18.6～） 【手話通訳者】 1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間）				
経過	昭和56年 4月 相談日増 月1回 月2回 平成10年 4月 用語改定 手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者） 手話通訳者の委嘱（任期1年） 手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円） 平成13年 4月 手話通訳者時間変更（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間） 平成15年 4月 手話通訳者時間変更（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間）（区報掲載） 平成18年 6月 手話通訳者曜日変更第2・4火曜日				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	108	108	108	108	108	108	108	
決算額（20年度は見込み）	108	108	99	108	108	108	108	
人件費				324	205			
【事務分担量】（%）				11	6			
合計（+）	108	108	99	432	313	108	108	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	108	108	99	432	313	108	108	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
相談件数	21	56	29	34	48	51		

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108	手話通訳者謝礼	108

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	相談件数	34	48	51	11	60	1日あたり平均2.5件相談目標 平成20年度は6月末現在
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	火曜日が祝日の場合、振替実施ではなく中止となっている。
他区の実況	（実施 11 区 未実施 11 区） 実施：中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、目黒区、大田区、豊島区、北区、江戸川区

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第2・第4火曜日が祝日に当たった場合、翌日もしくは翌週の火曜日に振り替えて実施する	相談件数の増加
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	柳生 光彦	内線	2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	障害者向け健康体操事業費 (56-80-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の居宅サービスの充実[02-07]			
目的	首都大学東京山田拓実研究室とともに開発した「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行なうことにより、体操を通して障がい者の健康作りを促進し、健康管理・健康維持を支援する。				
対象者等	障がい者やその家族、及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）				
内容	【概要】 体操名称：ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）に対応できる体操である 体操内容：車いす等に腰掛けた姿勢（座位）のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒にすることができる。				
	【各種講座】 ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。 基礎講座（全4回） … 体操の効果、体操方法の解説等。 リーダー育成研修（全10回）… 基礎講座受講者を対象に、地域で体操を広める「ばん座位体操リーダー」を育成する。 介護事業所向け講座 … ヘルパー向け介助方法等 体操教室 … 区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的に実施する。				
経過	【広報活動】 ばん座位体操を広く周知するため、ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。また、解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。				
	平成17年 2月 事業案企画、モニター協力依頼 平成18年10月 モニターによる効果を調査し、体操の修正を行なう 平成19年10月 アンケート等による調査を行い、集計結果による修正を行なう 平成19年12月 アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施 平成20年 1月 「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成 平成20年 7月 区立施設での体操教室を開始 （たんぼぼセンター：毎週水曜日、アクロスあらかわ：毎週火・金曜日）				
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるといった悪循環が生じる。障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。在宅生活において、健康管理は自己管理にまかされている。障がい者向けの健康増進・機能維持を目的とした事業がない。以上の問題点を体操を通じて解決することにより、障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						3,000	1,220	
決算額（20年度は見込み）						2,677	1,220	
人件費						854		
【事務分担量】（%）						10		
合計（+）	0	0	0	0	0	3,531	1,220	
国（特定財源）								
都（特定財源）						2,676	1,218	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	855	2	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	リーダー人数						0	20
	基礎講座参加者数						80	300

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			講演会等謝礼	896	講演会等謝礼	847
	需用費			消耗品費	85	消耗品費	164
				印刷製本費	373		
	委託料			DVD等作成委託料	1,283		
	役務費					点字用解説書等製版料	11
	備品購入費					備品購入費	198

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	リーダー人数	-	-	0	20	40	リーダー養成講座修了者数
	基礎講座参加者数	-	-	80	100	400	講演会等参加者数
標	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題 指標分析)	<p>外出が困難な障がい者や区内事業所等に対して、積極的にばん座位体操及び体操教室をPRしていくことが必要である。</p> <p>ボランティアで体操を実施するばん座位体操リーダーと、自力のみでは体操を行うことができない障がい者と一緒に体操を行う介助者の育成が、必要である。</p>
他区の実 施状況	<p>（実施 0 区 未実施 22 区）</p> <p>同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障がい者団体の会合等に職員が出向き、体操の解説・実演等を行なう。また、必要に応じて各家庭にも訪問も検討する。	ばん座位体操を周知することで、この体操を通して、多くの人が自己の健康管理・健康維持に関心を持つことが期待できる。
	ばん座位体操リーダーのための体操教室運営マニュアルや、介助者のためのテキストを作成する。必要に応じて、たんぽぽセンター等の各拠点で個別に相談を受ける。	リーダーを育成し、ばん座位体操教室の円滑な運営・内容の充実を図る。介助者を育成することによって、各個人の身体状況に応じて、より安全に介助を行えるようになる。
	試作段階でも、体操を行なった区民に対して効果測定やアンケート調査を行ってきたが、今後もそれを継続し、その結果をもとに改良を加えていく。	様々な人の声を幅広く取り入れることによって、より区民に親しみやすく、健康維持に効果的な体操になることが期待される。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の健康維持のため体操の普及啓発に積極的に取り組む

況 (要旨)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	鉄道駅エレベーター等整備支援事業費（56-84-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。				
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者				
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付。 (1) 特定施設の新設・改修の届出を受け、指導・助言する。 (2) 整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。				
経過	H7年 3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H8年 9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年 2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3カ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施（歩道整備など行う。H17.3終了） H16年 2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年 6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助 H20年 6月 京成町屋駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助				
必要性	障がい者や高齢者をはじめ、すべての区民が、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現する。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	0	18,100	0	0	55,000	0	26,120
	決算額（20年度は見込み）	0	18,050	0	0	55,000	0	26,120
	人件費				431	854	342	
	【事務分担当】（%）				5	10	4	
	合計（+）	0	18,050	0	431	55,854	342	26,120
実績の推移	国（特定財源）							
	都（特定財源）	2,446	10,782	27,581	89	27,675	94	13,060
	その他（特定財源）							
	一般財源	-2,446	7,268	-27,581	342	28,179	248	13,060
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	整備基準適合証交付件数	3	2	3	2	5	2	5
	特定施設届出・指導助言件数	18	21	17	9	13	10	20
	エレベーター等整備実績（台数）		1			2		1

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	エレベーター整備	55,000			エレベーター整備	26,120
		補助				補助	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値（22年度）	
標	区内鉄道駅数（含む都電）	24駅	24駅	28駅	28駅	28駅	19年度日舎線4駅開業
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクがの鉄道駅	16駅	19駅	25駅	25駅	27駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道駅の整備状況	66.7%	79.2%	89.3%	89.3%	96.4%	/ の比率

（問題点・課題）	<p>1日の乗降客5,000人以上、出入り口とホームの高低差5メートル以上の鉄道駅については、バリアフリー新法によって、平成22年度までのエレベーター等の設置が義務付けられている。</p>
他区の実況	<p>（実施 18 区 未実施 5 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自まちづくり条例制定 1区（実施 世田谷） ・独自まちづくり整備要綱策定 17区（未実施 中央、江東、足立、江戸川） ・共同住宅等に横だし・上乗せ規定し事前協議・届出

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
区内のエレベーター未設置の鉄道駅を持つ事業者に、早急な設置を促がす。	区内の鉄道駅のバリアフリー化が図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	エレベーター整備を支援することによりバリアフリー化を推進する

議会議決要旨	12年四定 「福祉のまちづくり条例とマニュアルの制定について」（建築課あて）
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者グループホームおよび緊急一時保護寮運営費（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者グループホーム及び緊急一時保護寮運営費（56-88-10-01） 障害者グループホーム及び緊急一時保護寮整備費（56-88-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	6年度	根拠	知的障害者福祉法（障害者自立支援法）
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立障害者グループホーム条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 共同生活援助事業（グループホーム）・・・企業及び福祉作業所等に就労している知的障がい者に生活の場を提供し、日常生活の援助指導を行うことにより、自立を促進する。 2 緊急一時保護事業・・・在宅の障がい者（児）を介護している人が、緊急的（疾病等）理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により一時的に介護できない時に保護することによって、障がい者（児）及び介護者の福祉の向上に資する。				
対象者等	グループホーム：居宅受給者証の交付を受けた18歳以上の知的障がい者等 緊急一時保護事業：就学年齢以上の身体障害者手帳1～3級及び愛の手帳の所持者 体験入所事業：緊急一時保護事業の利用対象者で、愛の手帳の所持者				
内容	グループホーム＝利用定員：4人、利用期間：3年（原則） 知的障がい者で、現に就労している人に対して、共同生活の場を提供し、食事の世話や生活指導を行う。 自立支援法に基づく定率負担（個別減免適用）：月0円（20年6月現在）、月使用料（家賃相当）：月0円～13,500円、食費 朝350円・昼400円・夕550円、共益費 月3,000円 緊急一時保護事業＝利用定員：2人、利用期間：1回7日以内（年間の利用限度なし）在宅の障がい者（児）を常時介護している人が、疾病・冠婚葬祭等で一時的に介護できない時に世話をを行う。（社会的要請 例：学校行事・町会行事・連合会行事については利用可、グループ内活動は利用不可）利用には登録が必要。レスパイトは、年2回（1回につき3日以内）使用料 1日700円 食費 朝350円・昼400円・夕550円 体験入所事業＝利用定員：1人、利用期間：6泊7日、定員に空きがある期間を利用して入所し、グループホームや配置された職員にあらかじめ慣れるために実施する。 施設概要＝荒川区西日暮里2 2 6敷地面積：439.84㎡ 延床面積：292.24㎡ 構造：鉄筋コンクリート造 地上4階（1・2階部分）主要施設：寮生居室4室、緊急一時保護室、食堂、浴室、世話人居室				
経過	平成6年 生活事業開始（入居は5月より） 緊急一時保護事業開始（入居は8月より） 平成8年 体験入所事業開始（入居は7月より） 平成10年 使用料改正 平成12年 レスパイト利用開始（緊急一時保護事業内に追加） 平成15年 荒川区立障害者グループホーム条例に改正。生活事業部分 知的障害者福祉法の指定地域生活援助事業とする。 平成18年 自立支援法の共同生活援助に移行、利用料の徴収				
必要性	1 区立のグループホームを持つことにより、通常のグループホームより自立生活訓練的な内容を持つ 2 緊急一時保護事業は自立支援法の制約を受けず、真に緊急的なニーズ及びレスパイトに対応できる。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：東京都知的障害者育成会（平成18年4月指定管理者制度に移行） 職員数：常勤職員 2人（住み込み1人、通勤1人）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	14,933	14,191	13,988	13,977	14,736	14,835	16,788	
決算額（20年度は見込み）	14,368	14,141	13,951	13,730	14,736	14,835	16,788	
人件費				1,724	1,281	1,708		
【事務分担量】（%）				20	15	20		
合計（+）	14,368	14,141	13,951	15,454	16,017	16,543	16,788	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	406	3,848	1,883	3,605	4,088	4,947	5,142	
一般財源	13,962	10,293	12,068	11,849	11,929	11,596	11,646	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
実績の推移	グループホーム利用者数	4	4	4	4	4	4	2
	〃利用率			45.2%	76.5%	79.6%	41.7%	41.7%
	緊急一時利用者数	435	389	353	386	389	515	100
	〃利用率	59.6%	53.3%	48.2%	52.9%	53.1%	70.5%	13.7%

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		12,647	人件費	12,683	人件費	12,711
	管理費		1,586	管理費	494	管理費	3,345
	事業費		38	事業費	1,530	事業費	29
	法人事務費		465	法人事務費	28	法人事務費	441
	工事請負費			外部鉄部塗装工事	1,732		
	備品購入費	計		14,736	計	14,735	備品購入費
						計	16,788

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	グループホーム利用率	76.5%	79.6%	41.7%	41.7%	80.0%	利用人月 / 定数 × 12月 20年度は6月1日現在
	緊急一時保護利用率	52.9%	53.1%	70.5%	13.7%	80.0%	利用日数 / 定数 × 365日 20年度は6月1日現在
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題)	緊急一時保護事業について、 ・ 医療ケア対応の要望がある。 ・ 入浴設備を利用した入浴サービスの実施要望がある。 ・ 緊急一時保護の身体介護の同性介護を保障するため、世話人が2名の確保が困難
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） （区型生活寮の実施）千代田、港、新宿、文京、台東、大田、足立 （緊急一時保護事業）実施区 2 2 区

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
建物の老朽化に伴う各所修繕。	グループホーム入居者及び緊急一時保護利用者の安全の確保。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	緊急一時保護についてはニーズが高いため、円滑な事業運営に取り組む

(状況)	11年一定 11年三定 12年一定 13年一定	「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 「利用要件についての介護者の休養（レスパイト）への拡大について」 「レスパイトの回数が増について」 「空き状況の照会について」
------	----------------------------------	---

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	尾久生活実習所運営事業（整備費含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	齋藤 幸恵	内線	2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	生活実習所等運営費（56-88-30-01） 生活実習所（分場）整備費（56-88-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	年度	根拠	知的障害者福祉法、荒川区立知的障害者援護施設条例、同施行規則
終期設定	有	無	年度	法令等	設条例、同施行規則
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	1 知的障害者通所更生施設事業：知的障害者福祉法第19条第2項の規定に基づき、知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行うことにより、知的障がい者の福祉の増進を図る。 2 法外事業（荒川区身体障害者生活実習事業を含む。）：障がいの重い心身障がい者に対して、その心身の発達を促進し、社会生活能力を開発するために通所により必要な訓練を行い、生活の充実及び社会的自立の助長を図る。				
対象者等	・法内 荒川区内に住所を有する18歳以上の知的障がい者で、通所更生施設の利用可能な施設受給者証の交付を受けた者 20年3月末50人（本場35人・分場15人） ・法外 荒川区内に住所を有する15歳以上の者で、障がいの程度が重い身体障がい者（20年3月末・2人）				
内容	開所日数：週5日 訓練事業：生活訓練事業、作業訓練、社会参加訓練 施設概要：本場＝西尾久6-17-3、分場＝西尾久4-6-4 延床面積：本場＝1152.41㎡、分場＝440.48㎡ 主要設備：本場＝（実習室、作業室、多目的ホール・食堂、創作室、医務室） 分場＝（実習室、食堂、医務室） 利用者の構成：重複障がい28人、知的のみ22人、身障のみ2人 20歳台以下27人、30歳台20人、40歳台4人、60歳台1人 利用者負担：自立支援法の規定による施設訓練費の10%の定率負担及び食費の実費を徴収する。 非課税世帯には減免あり。ただし、18～20年度は定率負担は3%とし、食費は半額に減額。 食費（課税650円、非課税230円）				
経過	昭和59年：生活実習所「あらかわ希望の家」設立。 （運営主体は、荒川のぞみの会。用地・建物を区が貸与） 昭和61年：運営主体荒川区社会福祉協議会へ運営移管（区の補助事業として） 平成3年：旧真土小学校に移転。荒川区立生活実習所建設工事開始 平成7年：荒川区立生活実習所開設（現在地）区立民営とする。 平成12年：知的障害者福祉法内施設化。法内施設対象外の身体障がい者は生活実習事業を実施 平成14年：尾久保健相談所跡に分場開設。定数は6名、年度毎に定数増を行い、最終19名までとする。 平成15年：知的障害者福祉法の改正により、措置制度から支援費制度へ移行 平成16年7月：多目的ホール貸し出し有料化 平成18年：自立支援法の施行にともなう制度改正（自己負担4月、施設変更10月以降） 平成19年：定員変更 本場39 分場19				
必要性	荒川区では、養護学校卒業後は、重度障がい者であっても、在宅にしない方針のもと、必要な施設の設置、運営を行っている。				
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理委託：荒川区社会福祉協議会（18年4月～）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	173,990	176,424	173,353	164,311	170,381	201,502	202,453	
決算額（20年度は見込み）	159,086	169,418	168,557	156,298	168,854	200,014	202,453	
人件費				2,586	2,562	3,416		
【事務分担量】（%）				30	30	40		
合計（+）	159,086	169,418	168,557	158,884	171,416	203,430	202,453	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）	64,045	80,011	89,095	86,754	65,768	77,670	75,740	
一般財源	95,041	89,407	79,462	72,130	105,648	125,760	126,713	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	施設定数	42	48	51	51	51	58	58
	通所者数（年度末）	41	46	47	46	45	50	50
	利用率（通所者数/定数）	97.6%	95.8%	92.2%	90.2%	88.2%	86.2%	86.2%

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
委託料	人件費		121,974	人件費	144,364	人件費	149,353
	管理費		23,094	管理費	30,389	管理費	33,324
	事業費		10,634	事業費	10,429	事業費	12,177
	積立金及び本部繰入金		6,478	積立金及び本部繰入金	5,256	積立金及び本部繰入金	0
	使用料・賃借料	通所バスリース料	300	通所バスリース料	8,914	通所バスリース料	7,567
	工事費	屋上防水工事	6,342	外壁工事	630		
	公課費	自動車重量税	32	自動車重量税	32	自動車重量税	32

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	利用者定数	51	51	58	58	58	本園39人 分場19人
	利用者実数	46.9	45	50	50	55	-
	利用率（定数に対して）	92.0%	88.2%	86.2%	86.2%	94.8%	-

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者は障害程度に応じたグループ分けがなされているが、その中でも個人の状態に合わせた個別プログラムの充実が必要。 ・平成23年9月までに障害者自立支援法の新体系に移行する。
------------------	--

他区の実施状況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区）</p> <p>（生活実習所・法外施設 1区）世田谷1カ所</p> <p>（知的更生施設・法内施設 20区）</p> <p>港1、新宿1、文京2、墨田1、江東3、品川3、目黒2、大田6、世田谷6、渋谷1、中野1、杉並2、豊島2、北2、板橋5、練馬7、足立5、葛飾2、江戸川4カ所</p>
---------	---

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
個人に合わせたプログラムを行う。	訓練効果が期待できる。
自立支援法に規定のある施設体系への円滑な移行準備が必要。	安定した施設運営。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

況議（要旨） 会質問 状	
--------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	菊川 正明	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	荒川生活実習所・荒川福祉作業所運営費（56-88-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	知的障害者福祉法第5条
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区知的障害者援護施設条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生活健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の知的障がい者の日中活動の場として、創作・作業・レクリエーション活動等を通じ、地域での自立生活を支援する。</p> <p>【荒川福祉作業所】一般就労が困難な心身障がい者に、作業と設備を提供し、作業活動及び生活能力の向上等の支援を通じ、地域での自立生活を援助する。</p>				
対象者等	<p>【荒川生活実習所】18歳以上の重度の知的障がい者であって、一般就労及び授産活動が困難な方で施設受給者証の交付を受けた方（定員27名）</p> <p>【荒川福祉作業所】18歳以上の知的障がい者であって、作業能力を有するか又は期待できる方 原則、単独通所が可能な方で施設受給者証の交付を受けた方（定員48名）</p>				
内容	<p>【荒川生活実習所】主に重度の知的障がい者を対象として、生活プログラムを中心とした施設サービス事業を実施している。支援プログラムの内容は日常の身辺処理、体育的活動、創作活動、外出などを行っている。また、宿泊訓練、運動会などの行事を実施している。支援は生活実習所全体を3クラスにわけ1クラス利用者6～10名、職員3～4名の構成となっている。基本的にはクラス単位で活動しているが、活動内容によっては所全体で活動している。</p> <p>【荒川福祉作業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業援助 集団としての班を単位として作業活動を行い、材料から製品へと作業工程に見通しがもてるよう配慮している。作業種目は菓子缶の組み立て、のし袋の袋入れ、箱折り、鉛筆の組み合わせ、寿司容器セット袋入れ等の簡易作業が中心になっている。作業種目は一般企業と受注契約を結び、材料を加工し、製品として納入し、代金を工賃として利用者に支給している。 ・生活援助 社会の一員として生活できるよう基本的な生活習慣の取得と健康管理、自主性・自立性の向上に向けた支援を行っている。また、利用者の自治能力を伸張することを目的に自治会活動を援助している。 ・就労援助 就労意欲のある利用者には、他機関との連携を図りながら就労に向けた支援を行っている。 				
経過	昭和48年 6月	荒川生活実習所は区立心身障害者福祉センター指導係成人グループとして、荒川福祉作業所は都立荒川心身障害者福祉作業所として開設			
	昭和55年 4月	荒川福祉作業所が東京都から荒川区へ事務移管される。			
	平成16年 9月	荒川生活実習所及び同福祉作業所を法に基づく通所援護施設に移行する。（給食の実施）			
	平成18年 4月	両施設の運営を荒川区社会福祉協議会に業務委託する。（指定管理者制度に移行のための激変緩和）			
	平成19年 4月	両施設を指定管理者である荒川区社会福祉協議会が管理運営を行う。			
必要性	知的障がい者の日中活動の場として、地域での自立生活を支援する観点からなくてはならない施設である。とりわけ特別支援学校卒業者の受け皿として施設の運営、整備を図っている。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指定管理者である荒川区社会福祉協議会が実施				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	7,651	7,428	6,836	7,050	69,305	183,843	175,208	
決算額（20年度は見込み）	5,434	4,183	6,354	6,278	56,878	170,470	175,208	
人件費				146,523	58,072	1,708		
【事務分担量】（%）				1,900	680	20		
合計（+）	5,434	4,183	6,354	152,801	114,950	172,178	175,208	
国（特定財源）	17,463	28,894	30,470	106,410	48,573	51,641	54,476	
都（特定財源）	7,593				24,286	25,821	27,238	
その他（特定財源）	1,089	1,610	41,128		30,537	30,813	32,897	
一般財源	-20,711	-26,321	-65,244	46,391	11,554	63,903	60,597	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	荒川生活実習所利用者在籍数	25名	26名	24名	25名	26名	26名	29名
	荒川福祉作業所利用者在籍数	47名	47名	45名	44名	48名	48名	50名

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）		
委託料	人件費		145,057	人件費	127,275	人件費	131,026
	運営費			運営費	39,682	運営費	40,191
	実習所事業費	1,653		実習所事業費	1,622	実習所事業費	1,908
	作業所事業費	1,766		作業所事業費	1,891	作業所事業費	2,083

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	荒川生活実習所利用者出席率（％）	89.0	87.0	87.0	90.0	93.0	利用定員27名、21年度から定員拡大予定
	荒川福祉作業所利用者工賃（平均月額）	5,662	5,740	5,890	6,000	9,000	受注開拓に努める
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>荒川生活実習所及び同福祉作業所について平成21年度から特別支援学校卒業者の増加に対応するため現施設を改修し、定員を拡大する。合わせて、事業について障害者自立支援法に基づく新体系に移行する。障害者自立支援法の施行に伴い利用者負担について、区独自に軽減策を講じているが、なお、福祉作業所について負担軽減を求める声がある。利用者の加齢に伴い、いわゆる「親亡き後」の対応が、常に保護者の不安となっている。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため両施設の定員を拡大すると共に、障害者自立支援法に基づく新体系に移行する。	知的障がい者の日中活動の場を提供し、地域での自立生活を支援する。
	生まれ育った地域の中で、安心して住み続けられるよう、居住の場の確保を検討する。	保護者及び利用者が、安心して住み慣れた地域の中で生活することができる。
	荒川福祉作業所での受注開拓を積極的に行い、利用者工賃のアップを図る。	仕事に対する意欲の増大、ひいては就労に向けた動機づけが可能になるなど、利用者の自立支援に大きな効果が得られる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	定員の拡大に取り組む

況（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者福祉会館運営事業（整備含む）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者福祉会館運営費（56-88-50-01） 障害者福祉会館整備費（56-88-55-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	9 年度	根拠	荒川区立障害者福祉会館条例	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がい者が地域の中で豊かに暮らしていただけることを目指し、区民への啓発・交流の場、又は、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図る				
対象者等	障がい者及び区民全般				
内容	<p>【貸館業務】会議室等の貸し出し （使用料） 午前 午後 夜間 全日（障害者福祉推進団体免除）</p> <p>多目的ホール 5,200 5,200 6,100 16,500 第1.2会議室 1,300 1,300 1,500 4,100 第3会議室（和） 1,000 1,000 1,100 3,100</p> <p>【ふれあい交流事業】交流講座、交流イベント 【文化・教養講座】パソコン講座、趣味・生きがい活動講座 【各種事業】アクロスまつり、障害者週間関連事業 【情報提供事業】インターネットスポットの開設、新聞・雑誌・図書などの閲覧、各種展示・啓発 【施設概要】荒川区荒川2 57 8 主要施設：会議室、多目的ホール、点字ワープロ室、対面朗読室、音声誘導設備 構造：鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 敷地面積：771.64 m² 延床面積：1,482.08 m² 開館時間：9：00～22：00 休館日：毎月第三火曜日・年末年始（12/29～1/3） 【障害者福祉推進団体】88団体</p>				
経過	<p>平成 9年8月 開設</p> <p>平成13年1月 条例改正（使用料免除対象団体を精神障がい者団体まで拡大）</p> <p>平成14年6月 施行規則改正（荒川区公共施設予約システム稼働に伴う改正）</p> <p>平成14年8月 インターネットスポット開設</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度に移行</p>				
必要性	障がい者の社会参加及び自主活動の場の確保のため必要である。				
実施方法	<p>（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>指定管理委託：荒川区社会福祉協議会 職員数：常勤職員 2人非常勤職員 3人</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	45,426	44,926	44,815	41,958	40,596	39,291	41,896	
決算額（20年度は見込み）	41,735	42,070	43,035	37,998	39,371	39,286	41,896	
人件費				1,724	1,281	854		
【事務分担量】（%）				20	15	10		
合計（+）	41,735	42,070	43,035	39,722	40,652	40,140	41,896	
国（特定財源）								
都（特定財源）	21,712	0	1,078	705	812	749	930	
その他（特定財源）	1,001	920	1,139	1,018	957	990	1,298	
一般財源	19,022	41,150	40,818	37,999	38,883	38,401	39,668	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	会議室利用件数	3,458	3,670	3,723	3,546	3,474	3,398	3,758
	会議室利用者総数	46,874	48,425	51,843	49,732	52,073	49,628	53,000
	会議室利用率	66.4%	70.3%	71.5%	68.1%	66.7%	65.1%	72.0%
	利用者総数	71,272	72,903	73,658	72,910	71,823	66,772	73,000

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	需用費			AED消耗品	5		
	委託料	人件費	19,034	人件費	20,465	人件費	21,711
		管理費	16,498	管理費	16,148	管理費	16,759
		事業費	1,160	事業費	1,220	事業費	1,573
		法人事務費	49	法人事務費	29		
		積立金	1,370	積立金	1,419		
	工事請負	玄関防水工事	1,260			自動ドア改修	1,853

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	多目的ホール・会議室利用率	68.1%	66.7%	65.1%	-	-	利用件数/貸し出し可能コマ数
	障害者福祉推進団体登録数	82団体	82団体	88団体	-	-	障害者団体等の数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	施設利用率の一層の向上を図る必要がある。
他区の実況	（実施 15 区 未実施 7 区） 中央、港、新宿、文京、江東、品川、大田、世田谷、杉並、豊島、板橋、葛飾、中野、台東、練馬、

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
指定管理者受託法人の特性を生かした独自の取り組み	利用率の向上
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議会（要質問状）	11年一定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」 11年三定 「精神障がい者団体等への施設利用料の減免対象拡大について」
-----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい児タイムケア事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害児タイムケア事業費（56-88-70-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者自立支援法	
終期設定	有 無	年度		障害児タイムケア事業実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	障がいのある中高生等が養護学校等下校後に活動する場所を確保するとともに、障がい児を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の負担軽減を図る。				
対象者等	原則として日中において監護する者がいないことにより、放課後や夏休み等の長期休暇中の活動場所が必要な、障がいのある児童。				
内容	<p>【事業内容】 利用対象の児童を預かるとともに、社会生活に適應するため、交流、創作的活動等の指導、補助を行うほか、必要に応じ、学校から事業実施施設まで、及び事業実施施設～自宅までの送迎を行う。</p> <p>【実施場所及び定数】 障害者自立支援法の規定により都道府県知事から指定を受けた障害者福祉サービス事業者である、特定非営利法人あふネットの運営する重度身体障害者グループホームの1階フロアにおいて実施する。 荒川区西尾久五丁目15番15号 定数13名</p> <p>【事業実施日及び時間】 毎日（特別休暇、年末年始等を除く）実施予定 13:00～18:00（送迎時間を含む）</p> <p>【他のサービスの併給】 本事業実施時間中は、ホームヘルプサービスその他の居宅支援サービスを利用できない。</p> <p>【利用決定】 利用希望者は、荒川区へ利用申請を行う。区は、他のサービス利用状況を勘案して利用の可否を決定する。</p> <p>【自己負担】 なし。（国基準においては1,000円/日）</p>				
経過	平成17年 8月 特定非営利活動法人あふネットより申し出 平成19年 4月 事業開始				
必要性	障害者自立支援法に規定する選択事業であり、障がいのある児童の活動場所の確保のため必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【利用者決定】 直営 【サービス提供】 特定非営利活動法人あふネットへ業務委託				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
		予算額					3,000	6,500
	決算額（20年度は見込み）					0	6,500	6,501
	人件費					854	171	
	【事務分担量】（%）					10	2	
	合計（+）	0	0	0	0	854	6,671	6,501
	国（特定財源）						2,664	3,250
	都（特定財源）						1,332	1,625
	その他（特定財源）							
	一般財源	0	0	0	0	854	2,675	1,626
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	利用実人数					0	14	14
	利用実日数					0	708	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業委託	0	事業委託	6,500	事業委託	6,500

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	受入れ人数	-	-	14名	14名	23名	施設ごとに受入れ人数が設定される。
	受入れ日数	-	-	708日	-	-	受入人日
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>現在のあふネットでの事業実施場所が狭隘で、23年度までの目標数値23名を達成するには、もう1ヶ所の設置が必要である。</p> <p>多様化する利用者のニーズ（特別支援学校近くの事業所の利用希望）や利用方法（利用時間の長短、医療行為の有無）、事業所のサービス提供方法（受入年齢の拡大、利用方法の変化に対応した運営、児童デイサービスの受け皿）等の変化に対応するため、様々な実施方法を検討する。また、あわせて同種事業の統合等による調整を行う。</p>
他地区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 2 区 未実施 20 区）</p> <p>世田谷区：平成17年7月～（社会福祉法人委託） 品川区：平成14年4月～、平成17年10月～（ともに特定非営利活動法人委託）</p>

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
各種事業との関係整理を行い、23年度までに事業所を1か所追加	受入人数の増加と受入事業所の複数化による選択肢の拡大
事業委託方式とは別に、報酬支払方式を実施。他の事業との統合。	利用可能者数の増加、利用方法の多様化。事業統合による事業間の整合性の調整。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障がい児等の日中活動の場を確保する必要がある

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神障害者地域生活支援事業(アゼリア)	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(20年度)	精神障害者地域生活支援センター運営費 (56-88-80-01)				
事務事業の種類	新規事業 (20年度 19年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	14 年度	根拠	自立支援法、荒川区精神障害者地域生活支援センター設置条例規則	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談(夜間・休日)を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進する。区内の社会復帰施設等を利用する障がい者、通院中の障がい者が憩い、地域交流のできる場とする。精神ボランティア活動・デイケア、訪問活動など、地域生活支援事業の拠点とする。				
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者とその家族等				
内容	日常生活支援 相談活動 「憩いの場」の提供 地域交流活動 開館日・時間	夕食会、当事者活動の支援・就労支援のプログラム・情報提供コーナー・デイケア 当事者や家族に対し面接や電話による、服薬・金銭管理・対人関係などの悩みについての相談 夜間や休日も利用できるオープンスペースの提供・喫茶コーナー設置によるくつろぎの場の提供 展示会や公開講座等の開催による地域住民との交流、ボランティアの育成支援 年末年始の6日間と毎月第3木曜日を除く毎日。 午前9時～午後7時(電話相談は午後9時)			
経過	平成11年 5月 平成12年 8月 平成12年12月 平成13年 5月 平成13年 9月 平成14年12月 平成15年 1月 平成17年 4月 平成18年4月 平成18年10月 平成20年4月	精神保健福祉法改正に伴い精神障害者地域生活支援センターが社会復帰施設化 保健所に検討会を設け、先行施設の調査開始 保健所案(事業内容、必要施設等)を策定 候補地をあげ、建設費(施設改修工事、備品等)の保健所予算案を決定 運営方法は公設民営とし、法の趣旨に沿って、社会復帰施設の附属化をさける方向で社会福祉法人・特定非営利法人・任意団体に委託することを決定 条例・規則・運営要綱制定 オープン 開館時間の午前9時～午後9時を午前9時～午後7時に変更 精神保健福祉ボランティア講座の受託開始 デイケア事業の一部を受託 自立支援法に基づく「相談支援事業・地域活動支援センター 型」へ移行 福祉サービス事業開始			
必要性	回復途上にある精神障がい者を対象に、生活の場を提供し、日常生活における援助等を行い、地域生活を送り自立を促進するための施設として必要である。				
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) ・公設民営。平成18年度より3年間、指定管理者に社会福祉法人トラムあらかわ ・指定管理料:30,236千円(平成19年度)				

予算・決算額等の推移	(単位:千円)							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	36,630	26,088	30,430	27,226	30,212	30,358	31,306	
決算額(20年度は見込み)	36,029	25,898	28,664	27,103	30,097	30,236	31,306	
人件費				3,189	6,832	2,135		
【事務分担量】(%)				37	80	25		
合計(+)	36,029	25,898	28,664	30,292	36,929	32,371	31,306	
国(特定財源)								
都(特定財源)		5,578	21,775	21,690	10,731	1,622	1,622	
その他(特定財源)								
一般財源	36,029	20,320	6,889	8,602	26,198	30,749	29,684	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
1日平均来館者数	24	24	21	25	27	26	26	
支援プログラムのべ参加者数	10	9	9	6	6	6	6	
1日平均相談件数(面接・電話計)	14	24	34	33	40	43	43	
新規登録者数	124	155	134	104	130	156	130	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	光熱水費	水道代	0	水道代	0	水道代	122
	委託料	年間委託運営費	30,097	年間委託運営費	30,236	年間委託運営費	31,184

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	来館者数	8,738	9,326	9,014	2,558	-	20年度は6月末現在
	支援プログラム参加者数	2,155	2,514	2,240	507	-	20年度は6月末現在
	相談件数	11,442	14,036	14,299	3,582	-	20年度は6月末現在

（問題点・課題）	<p>アゼリア（東尾久5丁目）を利用しにくい南千住・日暮里地区の対象者への機会拡大が必要。 地域生活支援のため、訪問等相談支援事業を強化する。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	南千住か日暮里地域に地域活動支援センターの設置を検討する。	精神障がい者が、その地域で居場所として、また休日などにも日常生活上の相談ができる場所として活用できる。
	精神担当保健師と連携して障がい者福祉サービスのケアマネジメントを行う。	在宅で生活する精神障がい者をサポートできる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者施設誘致等整備事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者施設誘致等整備事業費（56-90-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	20 年度	根拠		
終期設定	有 無	24 年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の障がい者の地域生活の拠点として、区内に日中活動場所と生活場所となる施設を誘致するため、国有地を購入し、その土地に施設建設及び運営を一体的に行う法人を公募して障がい者施設を誘致することにより、障がい者の地域生活の拠点の整備を行い、地域生活の支援を行う。				
対象者等	【公募対象】 施設建設及び運営を行う社会福祉法人 施設運営は社会福祉法に規定する第1種社会福祉事業であるため。				
内容	<p>1 用地概要 所在・地番 荒川区町屋六丁目1690番2 用地面積 743.86㎡ 建ぺい率 80% 容積率 300% 建設可能面積 2,231.58㎡ 用地貸付 事業者選定後、事業予定者に当該用地を貸し付ける。</p> <p>2 施設概要（想定施設） 日中活動場所 生活介護・地域活動支援センター等 生活場所 施設入所支援・グループホーム・ケアホーム その他 短期入所等</p> <p>3 事業者選定（公募） 施設建設及び運営する事業者（社会福祉法人）を公募する。公募に当たっては、外部委員を含めた評価委員会を設置し、提案評価型による選定。</p>				
経過	平成20年度	用地取得 事業者公募・選定			
	平成21～22年度	施設設計、計画通知、各種調整			
	平成23～24年度	建設工事・開設			
必要性	区内における障がい者の地域生活の拠点としての一体的な施設は、障がい者の地域生活を促進する上で重要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	評価委員会事務局運営（募集要項作成、公募受付、委員会運営等）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							332,113	
決算額（20年度は見込み）							332,113	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	332,113	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	332,113	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					評価委員謝礼	220
	需用費					委員会食糧費	2
	公有財産購入費					用地取得費	331,891

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	事業進捗率（％）	-	-	-	10	40	作業済工程 / 全工程
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<p>区としての建設費補助の必要性の検討 区の障がい者計画等における地域生活支援との関係</p>
他区の実況	<p>（実施 2 区 未実施 区） （20年度）台東区：（仮称）清川二丁目福祉施設整備...障がい者支援施設整備 （19年度）北 区：知的障害者ケアホーム整備 ...ケアホーム整備 その他：目黒区、墨田区は20年度で区が整備を行う。</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	障がい者施設建設に係る国及び都補助制度の交付申請に関する、事業予定者に対する助言・支援	事業の円滑な展開、事業の進捗状況の把握
	障がい者計画及び障害福祉計画との関連性の確立	障がい者の地域生活支援の中長期的な計画の実施
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らせるための施設整備に取り組む必要がある

議（要旨）	<p>議（要旨）</p>
-------	--------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2 6 8 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉事業費（56-92-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	41 年度	根拠	精神保健福祉法、地域保健法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。				
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,000人）その家族、関係者。				
内容	<p>1 予防と健康の保持増進 (1) 普及啓発：講演会年3回、精神保健福祉ボランティア講座（委託）、依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 (2) 相 談：こころの一般健康相談（年48回）、思春期相談（年12回）、統合失調症家族教室 保健師による訪問指導、来所相談、電話相談（随時）</p> <p>2 医療及び保護 (1) 医療費助成：自立支援医療、小児精神障がい者入院医療費助成 (2) 保 護：警察官通報（精神保健福祉法第24条）、区長同意、移送</p> <p>3 社会復帰と自立と社会参加の促進 デイケア（委託）、社会適応訓練、精神障がい者福祉手帳交付、精神障がい者小規模通所授産施設等支援（区内5ヶ所）、精神障がい者グループホーム支援（区内3ヶ所）</p> <p>4 組織の育成 精神障がい者家族会支援、精神障がい者ホームヘルパー育成</p>				
経過	<p>平成10年度 区長同意事務が旧福祉計画課から移管される</p> <p>平成11年度 精神保健福祉ボランティア講座開催。家族教室を開始。</p> <p>平成12年度 精神専門医相談の一部（24回）を高齢者保健福祉課に移管。手帳交付事業と通院医療補助事業を障害者福祉課へ移管</p> <p>平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催</p> <p>平成15年1月 精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）を開設。</p> <p>平成16年度 東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会事務局となる。</p> <p>平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託。 精神保健福祉相談の一部を組替え思春期相談を開設。</p> <p>平成18年度 組織改正により保健所で行っていた当事業は障害者福祉課で実施することとなった。 デイケア事業を地域生活支援センターに委託。</p>				
必要性	精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図るため、地域住民の精神的健康の保持増進には不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		3,046	2,655	2,630	2,993	2,622	2,622	2,330
決算額（20年度は見込み）		2,764	2,655	2,630	2,751	2,131	1,865	2,330
人件費					4,396	3,843	4,697	
【事務分担量】（%）					51	45	55	
合計（+）		2,764	2,655	2,630	7,147	5,974	6,562	2,330
国（特定財源）		863	843	0	0	0	0	0
都（特定財源）								42
その他（特定財源）								
一般財源		1,901	1,812	2,630	7,147	5,974	6,562	2,288
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	区長同意・解除（人）	30	15	23	34	45	40	50
	警察官24条通報（件）	32	37	42	40	31	30	50
	相談者数（精神科医相談のみ）			258	263	135	131	140
	ホームヘルプ講座参加者（人）		20	13	-	20	24	25

No2

マ 節・細節	平成18年度（決算）	平成19年度（決算）	平成20年度（予算）
--------	------------	------------	------------

事務事業分析シート（平成20年度）

予算・決算の内訳	主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）
一般賃金	精神科医師雇上げ	1,863	精神科医師雇上げ	1,593	精神科医師雇上げ	1,944
報償費	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	72	講演会講師謝礼	177
一般需用費	用品請求・印刷物購入	50	用品請求・印刷物購入	51	用品請求・印刷物購入	58
役務費	保険料	8	保険料	8	保険料	9
使用料	スポーツ交流会会場	18	スポーツ交流会会場	21	スポーツ交流会会場	22
負担金補助	家族会補助	120	家族会補助	120	家族会補助	120

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	精神科医師相談者延べ数	221	121	130	34	150	-
	保健師による相談者延べ数	4,596	3,634	4,368	1,341	4600	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向を把握し、退院後のケアにつなげる。 ・ 通院には至らない、通院を続けられない患者やその家族へのサポート。
	（実施 22 区 未実施 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
24条通報による入院患者、区長同意等医療保護入院による入院患者の動向把握	退院後の地域生活のフォローにつながる
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	社会的入院者の退院促進に必要な事業である

議会議事録 （要旨）	
---------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名 担当者名	福祉部障害者福祉課 山根 昭平	課長名 内線	小林 清美 2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉連絡協議会（56-92-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5 年度	根拠 法令等	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱	
終期設定	有 無				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者レベルのネットワークとして、精神ネットワーク会議を定期的に関く。				
対象者等	(1) 協議会は、福祉部長・健康部長・保健所長・地域の精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設関係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・支援センターアゼリア所長・商店会町会連合会の推薦などで委員を構成。オブザーバーとして警察署。 (2) 精神ネットワーク会議は関係機関の実務担当者を中心に構成する。				
内容	(1) 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 精神保健福祉活動の推進に関すること 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること 自助団体、協力団体等の育成に関すること その他、協議会会長が必要と認める事項 (2) 精神ネットワーク会議は、ケース検討等を通じた関係機関の学習・交流・連携の場と位置づける (3) 平成19年度、連絡協議会でうつ病との関連で自殺予防をテーマに取り上げる				
経過	平成17年度 構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等）。 薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者レベルのネットワーク会議として位置付ける。 委員謝礼を廃止する。				
必要性	相談事例は、解決困難な事例が多くなり、対応が難しくなっている。関係機関のネットワークを密にし、精度の高いケアを行う。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) (1) 連協の委員任期 平成17年4月～平成20年3月 年間1回の実施 (2) ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関・施設・関係機関に参加を呼びかけ様々なケースを検討し、交流している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額		138	68	68	160	173	180	173
決算額（20年度は見込み）		91	34	48	103	123	161	173
人件費					2,413	2,562	5,124	
【事務分担量】（%）					28	30	60	
合計（+）		91	34	48	2,516	2,685	5,285	173
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		91	34	48	2,516	2,685	5,285	173
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	連絡協議会開催(回)	2	1	1	1	1	1	1
	ネットワーク会議(回)			4	4	4	4	4
	ネット会議参加者数(人)			122	75	110	114	120
	参加団体数			20	24	21	20	22

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	外部委員謝礼	123	外部委員・講師謝礼	161	外部委員・講師謝礼	173

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	ネット会議参加者数（人）	75	110	114	30	120	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	<p>アルコール依存とうつ病、知的障がいと統合失調症を併せ持つケース、DV・家庭内暴力や思春期問題等が複雑にからんでおり、また、精神障がい者諸施設の通所者や入所者も障がいが単一ではなく、様々な分野からのアドバイスや示唆が求められている。区がコーディネーターとなって連携を強めていく必要がある。</p>
地区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
さまざまな問題に対応するネットワーク構成機関メンバーによる報告や問題・課題提起。	参加者の精神障がい者への対応力をつける。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	多様化する事例に対応するため、関係機関のネットワークを密にしていく

議会議況 （要旨）	
--------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	薬物・酒害対策事業費	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	薬物・酒害対策事業費（56-92-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	8 年度	根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する 薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止体制を総合的に進める				
対象者等	相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 区関係部署と更生施設等関連施設、東京都薬物乱用防止指導員や小中学校との連携				
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会 …… 年間1回				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 8年 4月 酒害相談（月2回）個別相談・家族教室（月2回）開始。酒害相談の中で薬物相談も実施。酒害相談関係機関連絡会（年2回）開始。 ・平成11年度 東京都の受託事業（3年間）として、薬物相談関係機関連絡協議会（年2回）を設置。 ・平成13年 2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 ・平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（リブ作業所）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 ・平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 ・平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 ・平成18年度 薬物乱用予防教育（小中学校）は健康推進課に移管。 ・平成20年度 予防教育は障害者福祉課に戻す。東京都薬防荒川地区協事務局を保健所に移管。 				
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の力では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 薬物・酒害相談：専門医に民間相談員も加えた相談とし、専門的な医療面からの支援と依存症からの回復モデルを示すことにより見通しを持った支援体制とする。関係機関との実務者レベルでの精神ネットワーク会議を活用し、相談及び支援の精度を高める。 薬物乱用防止対策事業：東京都薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携し、地域に根ざした乱用防止体制を総合的に進める。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,078	1,084	973	839	839	789	1,174	
決算額（20年度は見込み）	931	873	938	765	835	775	1,174	
人件費				4,310	4,270	854		
【事務分担量】（%）				50	50	10		
合計（+）	931	873	938	5,075	5,105	1,629	1,174	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	931	873	938	5,075	5,105	1,629	1,174	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	相談者延数（医師等専門相談）			72	60	61	50	60
	薬物酒害相談開催（回数）			24	24	24	24	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）			14	13	8	8	5

No2

節・細節	平成18年度（決算）	平成19年度（決算）	平成20年度（予算）
------	------------	------------	------------

事務事業分析シート（平成20年度）

予算・決算の内訳	主な事項		金額（千円）	主な事項		金額（千円）	主な事項		金額（千円）
	一般賃金	医師雇上・民間相談員	706	医師雇上・民間相談員	708	医師雇上・民間相談員	1,004		
	報償費	講演会講師謝礼他	96	講演会講師謝礼他	40	講演会講師謝礼他	136		
	一般需用費	図書・その他	33	図書・その他	27	図書・その他	34		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	医師等専門相談者延べ人数	60	61	50	10	50	-
	保健師による相談者延べ数	914	451	315	149	400	-
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題 (指標分析)	薬物・酒害にとどまらず、広がる様々な依存症に対する講演会等のニーズに応える。
	他区の実況 (実施 17 区 未実施 5 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	薬物乱用予防教育の計画的実施、養護教諭との連携	若者への普及啓発による早期の対応。
	様々な依存症をテーマにした講演会（医師、当事者）、ケース検討会、関係機関交流会などの取り組み	関係機関の協力による依存症の克服。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	様々な依存症に対応するよう取り組む

議会議況 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	精神保健福祉対策事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	山根 昭平	内線	2684
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	精神保健福祉対策費（56-92-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	19 年度	根拠法令等	精神保健福祉法第47条	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	自殺の要因になるうつ病の患者の家族に対し、家族教室を実施し、家族がケアの知識・対応方法を身につけ、うつ病患者の社会復帰を図る。 ひきこもり対策として、思春期ひきこもり家族教室を行うことにより、ひきこもりの長期化防止を図り、自立への方向性を確立する。				
対象者等	主として働き盛りのうつ病患者の家族等 ひきこもり始めた段階からひきこもっている状態の概ね30歳までの人の家族				
内容	【実施内容】 うつ病家族教室 講師：精神科医、うつ・気分障害協会等民間相談員 思春期ひきこもり家族教室 講師：臨床心理士など うつ病と自殺予防にかかわら出張相談 【周知方法】 区報、チラシ、ポスター、保健師相談活動・こころの相談等による周知。				
経過	平成19年度 うつ病家族教室開始（年5回）、ひきこもり家族教室開始（年4回）				
必要性	1 うつ病家族教室 平成14年度厚生労働省の自殺防止対策有識者懇談会の最終報告において、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策としてうつ対策の必要性が指摘。 現在、うつの罹患率は15～30人に1人。荒川区の場合、自立支援医療を申請しているうつ病患者は全精神疾患の37%。更に年代別で見ると働き盛りの30～50歳代の患者は、約70%を占める。 平成16年度よりうつ病講演会実施、家族教室の開催を望む声が多い。 2 思春期ひきこもり家族教室 思春期のひきこもりは、明らかな精神疾患があるか、福祉施策の対象とならなければ、地域資源がなく、継続した対応がされにくい。 （H18年度推定：荒川区内ひきこもり者300名【義務教育終了後～30歳】） 荒川区のこころの相談を利用した30歳以上のケースのうち、約4分の1が思春期から不登校、ひきこもり、家庭内暴力等の問題があったにもかかわらず、早期の対応に至っていない。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 講師：医師、専門家 対応：保健師				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	412	412
	決算額（20年度は見込み）	-	-	-	-	-	259	412
	人件費						5,551	
	【事務分担当】（%）						65	
	合計（+）	0	0	0	0	0	5,810	412
	国（特定財源）							
都（特定財源）						130	206	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	5,680	206	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	うつ病家族教室のべ参加数	-	-	-	-	-	42	50
	ひきこもり家族教室のべ参加数	-	-	-	-	-	16	20

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			報償費	259	報償費	412

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	うつ家族教室参加者数	-	-	42	5	60	-
	ひきこもり家族教室参加者数	-	-	16	13	30	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・うつ予防メンタルヘルス、うつ病患者・家族への支援、自殺者家族のフォローに取り組む。全庁的な連携が必要。 ・ひきこもり家族教室は、ひきこもり本人が思春期から30歳の年齢層を対象に早期に対応し、ひきこもりの長期化を防止する。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 うつ3区・ひきこもり8区 未実施 うつ19区・ひきこもり14区 ）</p> <p>うつ家族教室 3区（大田区：年1回3日制 足立区：1保健センターで年10回 杉並区：月1回）</p> <p>ひきこもり家族教室 8区</p>

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	働き盛りのうつをテーマにした、小企業・自営業者向けの啓発「出張相談」事業。	自殺予防につながる。
	家族教室の参加者を、家族会・親の会等へつなげる。	家族の理解、ゆとりを作ることで本人の回復をサポートできる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	うつ病やひきこもり対策の充実を図る

況議（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	就労支援センター運営費（56-95-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	15 年度	根拠	障害者就労支援事業実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。				
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し、以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ・一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ・小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労に就いている障がい者（児）				
内容	・支援内容 就労面： 就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面： 日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H19年度（3月末現在） 登録者数 184人（身体 36人、知的 116人、精神 32人） 新規就労実績 29人（身体 6人、知的 16人、精神 7人） 継続就労者数 96人（身体 17人、知的 68人、精神 11人）				
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 1日 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月15日 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始）				
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤4名 ・事務所は、荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置 名称 「荒川区障害者就労支援センター」、愛称 「じょぶあらかわ」				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額		6,992	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	
決算額（20年度は見込み）		6,827	15,164	16,597	16,821	17,481	19,053	
人件費				431	1,708	854		
【事務分担量】（%）				5	20	10		
合計（+）	0	6,827	15,164	17,028	18,529	18,335	19,053	
国（特定財源）								
都（特定財源）		3,413	7,582	8,298	7,798	0	0	
その他（特定財源）								
一般財源	0	3,414	7,582	8,730	10,731	18,335	19,053	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	登録者数		50	105	128	150	184	
	新規就職者数		4	35	33	34	29	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	事業費・事務費・管	16,821	17,481	事業費・事務費・管	17,481	事業費・事務費・管

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
登録者数		128	150	184	200	230	-
新規就職者数		33	34	29	32	40	-
就労継続者数		53	72	96	110	150	-

（問題点・課題）	<p>現在の「じよぶあらかわ」登録者の中には、すぐに一般就労が可能な者がほとんどいない状況にあり、相談等の前提となる訓練の場の確保が必要である。 養護学校では、卒業後一般就労を勧める傾向にあるが、その一方で職場不適應等により離職する若年障がい者も多く、職場の定着への支援が必要である。</p>
他区の実況	（実施 17 区 未実施 5 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	授産施設・作業所等で働いている障がい者に対し、施設指導員やハローワーク足立、じよぶ・あらかわと連携を取り、ハローワーク足立で実施している実習を活用して、一般就労に結び付ける就労訓練を強化する。	作業所の工賃から、一般就労の給与により、収入の増、生活の安定が図れる。
	養護学校卒業後における障がい者の状況等を把握するため、養護学校とじよぶ・あらかわの連携を強化する。	就職後における職場定着支援により、継続した就労ができる。
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労に向けて継続的に取り組む

況議（要質問状）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
----------	----------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者雇用支援事業費（56-95-20-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠法令等	障害者雇用支援事業実施要綱・補助要綱	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者の民間企業等への雇用を促進するため、他において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が、障がい者雇用において必要な職場整備等の環境整備を行った際に、その費用の一部を補助し、短時間雇用からの障害者雇用の発展を促す。 特例子会社を設置しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援（助言・連絡調整、費用負担・専門職員等派遣等）を行い、区内に特例子会社を誘致し、障がい者の雇用促進を図る。				
対象者等	週4時間以上20時間未満で障がい者を雇用している法人等 特例子会社誘致 1事業所想定				
内容	障がい者雇用促進 【補助対象経費】補助率それぞれの1/2 店舗・工場用の賃貸等に要する経費 設備改修・備品購入等に要する経費 社員教育・講習会等に要する経費 指導員の配置・講習会等に要する経費 その他補助することが適当と認められた経費 【補助金額】新規障がい者雇用一人あたり ... 年額150,000円 既存障がい者雇用一人あたり ... 年額100,000円 特例子会社誘致 【助言・連絡調整】 区内企業から特例子会社設立について相談があった場合、必要な助言や関係機関（ハローワーク・じょぶあらかわ等）の案内や連絡調整を行い、必要に応じ国・都・区における障がい福祉施策の活用について助言する。 【費用負担・専門職員等派遣】 特例子会社を設立しようとしている企業が、障がい者雇用に必要な経費、及び雇用後の障がい者の安定雇用のために必要な経費について負担し、手話等専門的な技能や知識を必要とした場合、専門職員等を派遣する。				
経過	平成18年7月事業開始				
必要性	障がい者雇用に対する施策は障がい者の自立のための収入の確保の手段として必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額					3,299	9,430	202,125	
決算額（20年度は見込み）					156	8,370	202,125	
人件費					854	2,562		
【事務分担量】（%）					10	30		
合計（+）	0	0	0	0	1,010	10,932	202,125	
国（特定財源）								
都（特定財源）						972		
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	1,010	9,960	202,125	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	手話通訳者派遣						2回	2回
	補助対象事業者						1法人	1法人

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費	調査・視察旅費	0	調査・視察旅費	60	エレベーター製品検	42
	13役務費			賃料算定相談業務	210	賃料鑑定	368
	13委託料	手話通訳者派遣	6	手話通訳者派遣	21	手話通訳派遣	90
		企業調査	0	改修に伴う設計費	6,156		
	15工事請負費					改修工事費	199,125
	19負担金補助 及び交付金	雇用支援補助	150	雇用支援補助	1,923	雇用支援補助	2,500
			0				

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値	
	補助金算定対象障がい数	-	1人	19人	21人	25人	20年度は6月末現在
	特例子会社数	-	-	1社	1社	1社	20年度は6月末現在

（問題点・課題分析）	・特例子会社誘致の具体化を図る。
他区の実況	（実施 1 区 未実施 21 区） 杉並区（特例子会社）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
特例子会社については、企業と連携を取り、計画を具体化する。	障がい者の就労先を確保し、一般就労を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	小規模通所授産施設等に対する就労支援促進補助（56-95-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区障害者小規模通所授産施設等就労促進支援事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	区内の小規模通所授産施設や心身障がい者（児）通所訓練施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため専門指導員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助し、施設から一般就労への移行の円滑化を図る。				
対象者等	区内の小規模通所授産施設、心身障害者（児）通所訓練施設及び共同作業所（計9箇所）				
内容	<p>【事業内容】 区内の小規模通所授産施設等において、通所者の一般就労に向けての訓練・作業等のため、専門相談員の配置や施設整備を行った際に、その費用の一部を補助する。</p> <p>【補助】 ・補助率 1 / 2 ・補助上限 1施設あたり1,000,000円 / 年</p> <p>【補助内容】 専門指導員の配置 ... 一般就労に向けた専門指導員配置に係る人件費 施設整備 ... 訓練・作業のために要する施設整備や備品整備の費用</p> <p>【補助期間】 毎年就労状況を確認し、補助対象を選定する。3カ年で事業継続判断を要する。</p>				
経過	平成18年7月 事業開始				
必要性	通所者が作業所等において就労に向けた訓練をすることは、障がい者の一般就労を促進する上で必要である。				
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 補助対象の審査・決定				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）						
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額					6,080	6,080	2,000
決算額（20年度は見込み）					468	0	2,000
人件費					854	427	
【事務分担量】（%）					10	5	
合計（+）	0	0	0	0	1,322	427	2,000
国（特定財源）							
都（特定財源）					234		
その他（特定財源）							
一般財源	0	0	0	0	1,088	427	2,000
事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
補助施設					1	0	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	19負担金補助及び交付金	就労促進補助	468		0	就労促進補助	2,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	補助施設数	-	1	0	2	9	補助施設実績
	就労移行人数	-	0	0	1	5	福祉的就労から一般就労した利用者数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	作業所等利用者の一般就労への意欲が乏しいため、福祉的就労から一般就労への移行が難しい。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 22 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
作業所等に一般就労に向けた専門指導員の配置や訓練用備品の設置を促進する。	作業所の利用者や指導員の就労に対する意識を改革し、作業以外の一般就労に向けた訓練をすることにより、就労への自信と意欲の向上を図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議（要質問旨）	18年二定 「障がい者就労の支援策等の方向性・内容について」
----------	--------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者雇用促進検討事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者雇用促進検討事業費（56-95-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠	
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内の障がい者民間作業所及び施設に対し、東京都が委託しているNPO人材開発機構を利用し、障がい者就労移行に取り組む施設の運営や障害者自立支援法施設への移行についての検討会及び勉強会を行い、円滑な移行並びに障がい者の就労移行の確立を図る。				
対象者等	荒川区内障がい者作業所 ... 9施設（知的作業所6施設、精神作業所3施設） 荒川区立通所授産施設 ... 荒川区立心身障害者福祉作業所				
内容	<p>【事業概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者 1施設2名、相談支援係長、就労支援担当主査、施設補助等担当2名 ・開催回数 年2回程度(必要に応じて数回開催) ・検討会内容 今後の施設運営について 障がい者の就労支援の取り組み研究 施設運営者及び幹部の意識改革（障がい者の居場所 訓練場所【通過施設】） 				
経過	平成19年4月 事業実施				
必要性	作業所等が障害者自立支援法の新体系に移行する上で、勉強会及び検討会の実施は必要である。				
実施方法	(1 直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		(単位：千円)						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額						93	0
	決算額（20年度は見込み）						0	0
	人件費						427	
	【事務分担量】（%）						5	
	合計（+）	0	0	0	0	0	427	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	427	0	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	勉強会開催回数						3	2

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	09旅費				0		0
	11需用費				0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	新体系移行施設数	-	-	-	2	9	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
実施状況	（実施 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	見直し	19年度終了事業。

状況（要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者プラン策定事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	吉田 まゆみ	内線	2681
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障がい者プラン策定事業（56-96-50-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	16 年度	根拠法令等	障害者基本法第7条の2第3号	
終期設定	有 無	年度		「市町村の障害者計画策定に関する指針について」	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	平成19年3月に、荒川区障がい者プランに包括されて策定された第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度）について、国の指針に基づき第1期障害福祉計画で定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）を策定する。				
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成20年3月31日現在対象者全数8,697人（身体障害者6,905人 知的障害者873人 精神障害者914人）				
内容	1 障害福祉サービス利用者及び事業者に対し、サービスの満足度やサービス向上に対する取組などについての調査を実施する。 2 荒川区障害福祉計画策定委員会を設置し、計画の内容についての検討を行う。 3 区民の意見を幅広く聞くため、パブリックコメントを実施する。 4 平成21年3月第2期障害福祉計画を策定する。				
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プランを策定する。 平成12年4月1日 障がい者プラン実施 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成18年7月 障害者プラン策定委員会設置要綱制定 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プランを策定する。 平成19年4月 障がい者プラン実施 平成20年6月 障害福祉計画策定委員会設置要綱制定 平成21年3月 第2期障害福祉計画を策定する。				
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。				
実施方法	(二部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

		（単位：千円）						
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算・決算額等の推移	予算額			3,393	614	1,377	0	878
	決算額（20年度は見込み）			2,663	0	722	0	878
	人件費				862	5,551	0	
	【事務分担量】（%）				10	65	0	
	合計（+）	0	0	2,663	862	6,273	0	878
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	2,663	862	6,273	0	878	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	障害者実態調査対象者数			9,140				

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	08報償費	委員報償費	690			委員報償費	820
	11(1)						
	食料費	賄い購入（お茶）	11			賄い購入（お茶）	14
	12役務費	パブリックコメント				パブリックコメント	
		意見記載はがき	1			意見記載はがき	4
	13委託料	介助員派遣業務委託	20			介助員派遣業務委託	40

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	平成20年度に障害福祉計画を策定する。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	平成20年度に策定した障害福祉計画に基づき、障がい者施策を推進する。	障害福祉計画に基づく施策を実施することにより、障がい者の地域への移行を促進し、自立した地域生活を支援できる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	重点的に推進	障害福祉計画の第2期策定に取り掛かる

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立支援協議会運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	向田 勝人	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者地域自立支援協議会運営事業費（56-96-60-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠法令等	障害者自立支援法
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援体制をはじめとする障がい保健福祉に関する方策を協議する場として、荒川区障害者地域自立支援協議会を設置する。				
対象者等	すべての区民				
内容	<p>【基本的な考え】 障がい者等、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者地域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。</p> <p>【協議会協議事項】 相談機関のあり方、連絡調整 障がい者計画の進捗状況及び評価 事業者、団体、関係機関のネットワーク化 困難事例への対応のあり方の協議、調整 障がい者サービスの基盤整備の検討 就労支援の促進</p> <p>【協議会メンバー】 学識経験者 障がい者団体代表 相談機関職員 就労支援機関 社会福祉協議会（権利擁護担当者） 特別支援学校教諭 障がいサービス事業者 行政担当者（保健師を含む）</p> <p>【会議】 会議は全大会と分科会に分け、全体会は年2回程度、分科会は必要に応じ開催する。（分科会は困難事例及びサービス調整等の会議とする。）</p>				
経過					
必要性	市町村や相談支援事業者のみでは解決が難しい課題を、地域全体で検討することにより改善・解決につなげ、障がい者が自立した生活を営むことができる地域社会を構築するために、設置する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事務局の提案により、協議会会長が会を開催する。分科会は、事務局提案により分科会会長が開催する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額							403	
決算額（20年度は見込み）							403	
人件費								
【事務分担量】（%）								
合計（+）	0	0	0	0	0	0	403	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	0	403	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費					委員謝礼	378
	需用費					食料費	5
	委託料					介助者委託	20

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	協議会全体会・分科会開催数	-	-	-	-	4	年度後半開催予定
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>自立支援協議会の必要性・役割について、関係者の理解が得ずらい。 基幹となる相談事業者が区内にはないため、障害者福祉課が当面事務局を担当し、会を運営していかなければならない。</p>
他区の実況	（実施 10 区 未実施 12 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
分科会開催を月1回程度実施、困難事例、サービス提供体制のあり方等を検討する。	分科会の開催を通じ、協議会の役割を理解し、その機能を定着させる。
区内基幹的相談事業者についての検討を行う。	協議会は、本来相談事業者のバックアップ的役割を持つものであり、相談事業者の指定が必要となる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	推進	関係機関等との連携を図り、事業の円滑な運営に取り組む

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障がい者情報バリアフリー化推進事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者情報バリアフリー化推進事業費（56-97-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	特になし	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	障がい者が情報通信技術を活用できる環境を整備することにより、障がい者の情報バリアフリーを促進し、その利便を等しく享受できるようにする。				
対象者等	障がい者全般				
内容	1 体験から実用までの施策 (1) 障がい者IT体験スペース(インターネットスポット)の開設 (2) 障がい別IT講習会の実施(視覚・聴覚・上肢・知的など、各障がいに対応した講習会の開催。) 2 障がい者用のPCヘルプデスクの設置 障害者福祉課・荒川区立心身障害者福祉センター パソコン教習ボランティア団体については、3団体が登録。				
経過	平成12年度 アクロスあらかわIT講習会開始 平成13年度以降 障害者情報バリアフリー化支援5か年事業の開始(H17.3終了) PCヘルプデスクの開設(障害者福祉課・心障センター) 平成14年度以降 区のホームページのバリアフリー化 平成14年7月 アクロスあらかわIT体験スペース設置 平成15年度以降 障がい者のIT活用推進会議を開催 視覚障がい者用SPコード読取装置の設置(アクロス・障害者福祉課・心障センター) 平成16年度 デジタルプロジェクター設置(アクロス) 平成17年度 アクロスあらかわに聴覚障がい者用情報受信装置(手話放送用)設置				
必要性	障がい者を理由としたデジタルデバイドを生み出さないこと				
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) PCヘルプデスクは、障害者福祉課及び心身障害者福祉センターにて実施。 インターネットスポット及び講習会はアクロスあらかわの指定管理者業務として荒川社協へ委託。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
予算額			42	661	429	289	289	288
決算額(20年度は見込み)			0	451	343	259	289	288
人件費					1,293	1,281	939	
【事務分担量】(%)					15	15	11	
合計(+)		0	0	451	1,636	1,540	1,228	288
国(特定財源)								
都(特定財源)				134	171	129		
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	317	1,465	1,411	1,228	288
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	パソコンボランティア団体数			3	3	3	3	3
	IT講習会参加者数(延べ数)	36	27	86	109	56	36	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	IT講習会	256	IT講習会	289	IT講習会	288

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	IT講習会参加者(累計)	42 (131)	35 (166)	15 (181)	-	-	-
	インターネットスポット利用件数	402	600	475	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

(問題点・課題分析)	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 (要質 会問 旨状)	14年一定 「機器の購入費助成、インターネット接続料補助について」
------------------------	-----------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運営費補助	2,023	運営費補助	2,023	運営費補助	2,056

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	利用者数（延べ数）	72	72	72	72	72	各月利用者数 × 12月
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区） 葛飾区H14.3 1所7人社福 江東区H14.4、H14.7 2所10人NPO

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要質 旨問 状）	13年一定 「重度知的障がい者グループホームの早期開設について」
-----------------------	----------------------------------

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	小幡 順一	内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	重度身体障害者グループホーム費（56-98-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	荒川区重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	重度身体障がい者の地域における自立生活を支援するため、区内法人立の重度身体障がい者グループホームに対して、運営を支援する。				
対象者等	下記のすべての要件に該当する者を入居者とする、グループホームを設置する民間法人。 身体障害者手帳の等級が2級以上の者で 区内在住の者、 18歳以上の者、 入浴、炊事、食事等に全介助又は一部介助を要する者、 常時の医療ケアを必要としない者で、地域での生活が可能な者				
内容	重度身体障がい者グループホームの運営費補助 1 補助内容 グループホーム運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、需要費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料、賃借料及び備品購入費等を補助する。 2 補助方式 1 施設当りの年額を定めて補助する。（定員：5名 職員数：管理人1名、介助人2名以上） 1 施設あたり年額14,638千円運営費補助 居室維持管理費補助金 荒川区内からの入居者1人につき月額24,000円分を法人に補助（法人は家賃予定額から同額を減額） 5人×24,000円×12月 = 1,440,000円（年額）				
経過	特定非営利活動法人あふネット 平成17年12月 施設予定地を決定 平成18年 1月 東京都へ建設事業補助金（2,000万円補助）交付申請 平成18年 4月 許可内示決定 平成18年 6月 建設着工 平成18年 12月 竣工 平成19年 1月 事業開始				
必要性	重度身体障がい者の地域での自立生活を支援するために、重度身体障がい者グループホームの運営を支援することが必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 重度身体障がい者グループホームを設置する民間法人に補助を行う。 設置者：特定非営利活動法人あふネット				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額			8,575	13,281	7,332	16,104	16,078	
決算額（20年度は見込み）			0	0	3,995	16,078	16,078	
人件費				862	427	854		
【事務分担量】（%）				10	5	10		
合計（+）	0	0	0	862	4,422	16,932	16,078	
国（特定財源）								
都（特定財源）					1,829			
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	862	2,593	16,932	16,078	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	入居者数					5	5	5
	居室維持管理費補助対象者数					5	5	5

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補	事業運営費	3,659	事業運営費	14,638	事業運営費	14,638
	助及び交	居室維持管理費	336	居室維持管理費	1,440	居室維持管理費	1,440
	付金						

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	入居者延べ数	-	14	60	60	-	各月の入居者数×実施月数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 4 区 未実施 18 区） 台東区：計2所 5人 社会福祉法人立（H13.4） 4人 NPO法人立（H15.4） 新宿区：1所10人 社会福祉法人立（H13.10） 足立区：1所5人 区立民営（H14.4） 世田谷区：1所5人 NPO法人立（H15.4）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
-	-
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	相談事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	相談事業費 （57-24-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	身体障害者福祉法31条2
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者の地域社会での自立支援[02-06]			
目的	区内在住の障がい児者等の福祉・医療・発達・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助するとともに、地域での障がい者の自立と社会参加を支援する。また、障がい者に対する理解について地域の人たちへの啓発活動を行う。				
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者				
内容	<p>1 相談 一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決が図られるように援助する。 健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。 心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。 障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区保育扶助要綱第24条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>2 サークル育成事業 高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。</p> <p>3 地域啓発事業 施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>				
経過	昭和48年6月 事業開始。 平成13年2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始、4月より本格実施。 平成19年4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。 平成20年2月 旧荒川保険所1階部分を改修し移転予定。				
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。またセンター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1.相談は福祉職の相談担当と看護師で対応する。 2.各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援をする。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	9,404	9,373	9,151	9,200	9,331	2,359	4,948	
決算額（20年度は見込み）	8,818	8,878	8,699	8,441	9,233	2,301	4,948	
人件費				11,636	11,102	11,102		
【事務分担量】（%）				135	130	130		
合計（+）	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	13,403	4,948	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	8,818	8,878	8,699	20,077	20,335	13,403	4,948	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	一般相談及び医学相談	306	304	253	246	236	203	210
	各サークル活動実施回数	147	139	126	120	65	65	65

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬及び	非常勤報酬	8,987	非常勤報酬	2,039	非常勤報酬	4,659
	需用費	消耗品等	245	消耗品	262	消耗品	289
	旅費	旅費	1	旅費	0	旅費	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
標	一般相談及び医学相談	246	236	203	210	210	一部指定管理となり、医師の半減による。
	各サークル活動回数	126	120	65	65	65	支援サークルの1つが活動を休止した。
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・病院でのリハビリに日数制限がついたこと。また、介護保険でのリハビリの内容が、若年の中途障がい者にとって十分な内容ではないこと。以上のような状況から、地域での生活を安定して継続するために、体系的なリハビリを構築する必要がある。専門の訓練士を抱える当センターの役割は大きい。 ・障害者自立支援法に基づく相談事業所のあり方と当センターの相談事業との今後を検討しなければならない。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
生活の質の充実を目指し、サークル支援や情報提供を図ることで、社会参加のメニューを増やす。	外出の機会を増やすことや、仲間作り等により、地域生活の充実を図り、再発作等による機能低下を予防する。
障害者自立支援法に基づく相談事業所のあり方と当センターの相談事業との今後を検討しなければならない。	ケアマネジメント実施体制を整えることにより、より、障がい者の地域での自立が確保できる。
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	障害者自立支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	身体障がい者機能訓練事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美	
			担当者名	向田 勝人	内線	4 1 4	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	機能訓練事業費（57-24-20-01）						
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第77条		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市 [1]					
	政策	高齢者や障害者が安心して暮らせる社会の形成 [02]					
	施策	障がい者の地域社会での自立支援 [02-06]					
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター 型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、社会適応訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と社会生活力の向上を図り、地域での自立生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 						
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者（介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 						
内容	<p>地域活動支援センター 型事業</p> <p>肢体不自由者、聴覚障がい者、言語障がい者、視覚障がい者向け訓練を半日コースで、定員5名で実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の機能訓練 金 午後 1コース/週 ・言語の機能訓練 月・水 午後 2コース/週 ・視覚の機能訓練 火・木 午前・午後 4コース/週 ・グループワーク 月・水・金 午前（高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加プログラムの実施） <p>健康増進法に基づく事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリ講習会 1コース 10回 定員各コース20名 年間3コースを実施 						
経過	<p>昭和48年 6月 心身障害者福祉センター開所。指導係訓練部門として発足。</p> <p>平成12年 4月 介護保険制度の実施に伴い、機能訓練利用について、介護保険サービスを優先することとした。</p> <p>平成15年 4月 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 4月 身体障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。（利用者負担額を3%に軽減）</p> <p>平成18年10月 身体障がい者向けリハビリを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施。（利用者負担額をなしとする）</p> <p>平成20年 4月 老人保健法が改正され、健康増進法に改められる。</p> <p>平成20年 4月 送迎用リフト付車両による送迎開始</p>						
必要性	障がいの維持・軽減・克服は、障がいのある人の願であり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性が高い事業である。						
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>機能訓練については、理学療法士、作業療法士、言語訓練士、視覚訓練指導員が対応</p> <p>グループワークにおける自立支援は、社会福祉士が対応している。</p>						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	3,476	3,433	3,265	3,262	3,266	3,284	5,955	
決算額（20年度は見込み）	3,119	2,547	2,885	3,096	3,078	3,109	5,955	
人件費				8,188	7,686	7,076		
【事務分担量】（%）				95	90	90		
合計（+）	3,119	2,547	2,885	11,284	10,764	10,185	5,955	
国（特定財源）	880	910	193	193	193	193	193	
都（特定財源）	880	910	187	195	195	196	193	
その他（特定財源）		2,485	309	333	161			
一般財源	1,359	-1,758	2,196	10,563	10,215	9,796	5,569	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	延べ利用者数	933	882	1,099	1,052	1,064	1,462	1,082

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬等	非常勤職員報酬等	2,379	非常勤職員報酬等	2,391	非常勤職員報酬等	2,608
	報償費	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540	機能訓練講師謝礼	540
	需用費	消耗品費等	156	消耗品費等	175	消耗品費等	298
	旅費	旅費	3	旅費	3	旅費	9
						送迎用タクシー雇上	2,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	延べ利用者数	1,052	1,042	1,462	1,082	1,600	送迎車両実施に伴う利用回数増 20年度は過去平均値
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	<p>身体障がい者向けリハビリを、障害者自立支援法の地域生活支援事業として定着させる。 高次脳機能障がい及び中途障がい者の社会参加を促進するために、ニーズ把握、支援計画、評価等ケアプランに沿った支援を実施する。</p>
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
身体障がい者向けリハビリを、スムーズに地域生活支援事業に移行させることにより、在宅の身体障がい者の活動の場を確保する。	在宅で孤立している障がい者が、機能を克服し社会参加が可能となる。
ニーズの把握が難しい身体障がい者について、センターの相談窓口・ピアカウンセリング、介護保険課の相談・苦情等とおしてその把握につとめ、施策への反映を検討する。	身体障がい者が安心して地域において活動を続けることが可能となる。
センターへの移動が困難で、来所できない身体障がい者の対応を検討する。	送迎用の通所タクシーを導入することで、区民ニーズに対応することができる。（平成20年4月から導入、座席数車イス対応2席、一般席4席）

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	高次脳機能障害対策の充実を図る

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	児童デイサービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	多田 理子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	児童デイサービス事業費（57-24-30-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	48年度	根拠	障害者自立支援法第5条第7項
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区立心身障害者福祉センター条例
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	運動発達や精神発達の遅れ等、障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、その身体及び精神の状況並びに養育環境に応じた適切なサービスを提供し、心身の発達を促し、当該乳幼児の日常生活能力の向上・基本的生活習慣の取得・集団生活への適応等を支援する。				
対象者等	原則、荒川区内に住む発達になんらかの問題を持つ就学前の乳幼児				
内容	児童デイサービス 母子療育 母子分離療育 保育園児等の療育 訓練療育 セラピープログラム 余暇活動等支援	定員 午前：20名 午後：20名 発達に問題を抱えた乳幼児に対して早期療育を行う。 在宅児、保育園・幼稚園在籍児に対して、発達段階に合わせた小集団指導を行う。 保育園・幼稚園在籍児に対して、課題中心の小集団指導を行う。 機能訓練、言語訓練等を必要とする乳幼児に対して、個別訓練を行う。 情緒面や行動面、対人関係などに問題を抱える乳幼児に対して、講師による専門的な指導を行う。			
経過	昭和48年6月 心身障害者福祉センター開所。指導係幼児グループとして発足。 平成15年4月 幼児訓練・療育事業を障害者支援費制度の児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を1/2に軽減） 平成18年4月 障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業として実施。 （利用者負担額を3%に軽減） 平成19年4月 利用者負担額を無料とする。				
必要性	利用児の低年齢化、障がいの多様化、保育園・幼稚園併用児の増加等が顕著である。それに伴い、障がい受容をはじめ育児の不安を抱えた両親への支援や障がい特性に応じた個別プログラムに基づく療育の展開が求められている。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 通所により、福祉・心理・理学療法士・作業療法士・聴覚言語障がい指導員等により、個別プログラムに基づき療育活動を実施。また、保健所、保育園、幼稚園、教育センター、特別支援教育機関との連携により、支援している。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,892	2,175	2,112	2,090	2,086	2,086	2,194	
決算額（20年度は見込み）	1,413	2,027	1,862	1,501	1,375	1,365	2,194	
人件費				70,245	64,904	74,297		
【事務分担量】（%）				915	860	920		
合計（+）	1,413	2,027	1,862	71,746	66,279	75,662	2,194	
国（特定財源）								
都（特定財源）	10,231							
その他（特定財源）		13,018	15,262	13,540	14,720	15,257	15,650	
一般財源	-8,818	-10,991	-13,400	58,206	51,559	60,405	-13,456	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
年間延べ利用者数	3,239	3,815	4,053	3,634	3,574	3,122	3,573	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般賃金	指導業務臨時職員雇上	0	指導業務臨時職員雇	0	指導業務臨時職員雇	605
	報償費	講師謝礼	810	講師謝礼	810	講師謝礼	918
	需用費	賄費等	363	賄費等	357	賄費等	432
	役務費	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38	ピアノ調律	38
	使用料	プール使用料等	164	プール使用料等	160	プール使用料等	201

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	年間延べ利用者数	3,634	3,574	3,122	3,443	3700	20年度、過去3ヵ年平均 22年度目標、過去3ヵ年最大値
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの多様化、発達障がい児（自閉・アスペルガー症候群・ADHD・学習障がい等）に対応できる指導職員の能力の向上 ・家族・家庭支援の充実 ・発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 民営7箇所、法外3箇所

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
発達障がい児支援の動向に留意しながら、地域の療育機関として事業の充実を図る。	発達障がい児の早期療育の充実により、その障がいに対する理解・障がいの軽減が図れる。
インターネット等の普及により、保護者の障がいに関する知識が豊富になっている。反面、その知識が、子育てに十分に生かされていない。保護者とのコミュニケーションを密にし、育児技術の向上に努める。	保護者が、自信をもって子育てに取り組むことができる。
特別支援教育の本格実施に伴い、保健所をはじめとした関係機関との連携を強化し、発達障がいの早期発見・早期支援体制を確立する。	就学前の乳幼児に対する地域の療育機関として、事業の充実が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	移転後の施設で事業の充実を図る

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	障害者地域自立生活支援センター	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	石垣 恵子	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	障害者地域自立生活支援センター事業費（57-24-40-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	障害者地域自立生活支援センター事業運営要綱
終期設定	有	無	年度		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	在宅障がい者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高める為の支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障がい者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障がい者の自立と社会参加の促進を図る。				
対象者等	荒川区において生活支援を必要とする身体及び知的障がい者とその家族。				
内容	<p>ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の利用援助。 社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援：社会性活力を高めるために自立生活支援セミナーを実施する。 ピアカウンセリング：障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別的援助・支援を実施する。 専門機関の紹介：障がい者のニーズに応じ、身体障害者更生相談、ハローワーク、「障がい児（者）地域療育等支援事業」及び「精神障害者地域支援事業」の実施主体、医療機関ならびに保健所等機関を紹介する。</p>				
経過	<p>「障がい者地域自立生活支援センター事業」は、東京都が国事業の「市町村障害者生活支援事業」に取り組んで、平成9年度から始めた事業である。 平成13年2月、ピアカウンセリング事業実施。 平成13年度4月実施に向けて、備品等（FAX・TEL・パソコン・屋内表示）を整備。</p>				
必要性	<p>障害者自立支援法は、障がい者が地域で自立して生活することを目的としている。本事業は、その目的としている。本事業は、その目的を達成する為に不可欠な事業であり、今後はさらなる事業の拡大が求められるものである。</p>				
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 当該事業は、現在実施している心身障害者福祉センター相談事業に、当事者相談、生活支援相談、生活支援セミナーの開催を付加している。夜間や休日等、利用者時間を配慮し、専従の常勤職員1名と専用の相談室を設ける。相談は、直接来所または電話、FAXにて受け付ける。関係機関と調整した場合は、直接、関係機関から相談者に回答する。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額	1,828	3,748	3,637	3,610	3,153	3,546	3,552	
決算額（20年度は見込み）	1,507	3,178	3,368	3,070	2,622	2,846	3,552	
人件費				2,155	1,708	1,708		
【事務分担量】（%）				25	20	20		
合計（+）	1,507	3,178	3,368	5,225	4,330	4,554	3,552	
国（特定財源）								
都（特定財源）	11,250							
その他（特定財源）								
一般財源	-9,743	3,178	3,368	5,225	4,330	4,554	3,552	
実績の推移	事項名							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
ピアカウンセリング	74	44	60	43	35	26	34	
自立支援セミナー開催回数	21	21	20	23	22	17	21	
セミナー参加人員	255	320	313	289	356	283	308	

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予 算 ・ 決 算 の 内 訳	報酬共済	非常勤当事者相談員	2,146	非常勤当事者相談員	2,556	非常勤当事者相談員	2,995
	報償費	セミナー講師謝礼	287	セミナー講師謝礼	156	セミナー講師謝礼	396
	需用費	消耗品費等	115	消耗品費等	76	消耗品費等	102
	役務費	インターネット使用	72	インターネット使用	54	インターネット使用	55
	旅費	旅費	2	旅費	4	旅費	7

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	ピアカウンセリング	43件	48件	26件	34件	35件	-
	自立支援セミナー開催回数	23回	22回	17回	21回	22回	-
	自立支援セミナー延べ参加者数	289人	356人	283人	308人	350人	-

（問題点・課題分析）	<p>・障がい者自身が中心になった活動は、ピアカウンセリングだけの状況である。自立生活に向け中途障害者の保護的な雇用の場の確保や、自立生活が体験できる場を確保するなど、障がい者自身の自立への意欲につながる支援が必要。</p>
他区の実況	（ 実施 17 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
今までリハビリは機能訓練と同義語の感が強い、今後は生活をより豊かにする社会的なりハビリの視点にたった支援を検討する。	当事者の生活全体からの充実が図れる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	推進	移転後の施設で事業の充実を図る

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成20年度）

No1

事務事業名	心障センター移転改修工事	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小林 清美
		担当者名	向田 勝人	内線	4 1 4
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（20年度）	心障センター移転改修工事費 （57-36-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（20年度 19年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	20年度	根拠	
終期設定	有	無	20年度	法令等	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[1]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	障がい者施設の整備・運営支援[02-08]			
目的	特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため、心身障害者福祉センターの直営部分を旧保健所1階部分に移転し事業の充実を図る。また、移転後の空きスペースを活用し、荒川生活実習所及び同福祉作業所の定員を拡大する。				
対象者等	区内在住の障がい児・者				
内容	<p>1 事業内容 相談事業 心身障がいに関わる相談に応じて、地域での自立生活を支援する。 当事者相談、自立支援セミナーの開催等 児童デイサービス事業 障がいがあると思われる就学前の乳幼児を対象に、心身の成長・発達を援助する。 特に、発達障がい児（ADHD,LD,自閉症等）に対する早期療育に取組み、関係機関との連携を強化する。 機能訓練事業 身体に障がいをもつ人を対象に機能回復訓練、社会適応訓練等を実施し、自立した生活が営めるよう支援する。</p> <p>2 施設の概要 所在地 荒川区荒川一丁目53番20号（旧荒川保健所1階） 延べ床面積 682.01㎡ 施設内容 ホール、療育室1～3、視覚訓練室、理学・作業療法室、健康相談室、心理相談室、遊戯室、だれでもトイレ、幼児用トイレ、事務室等 工事期間 平成20年3月～12月 事業開始 平成21年2月</p>				
経過	平成18年12月 4日 旧保健所施設の活用方針決定 平成19年 8月27日 庁議説明 平成19年 9月 5日 福祉・区民生活委員会報告 近隣住民説明会（7月6日、1月22日、3月26日）及び利用者説明会実施 平成20年 第1回定例会議決				
必要性	特別支援学校等の卒業者の増加に対応するため施設整備と心障センター事業の充実のため				
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
予算額						70,801	110,639	
決算額（20年度は見込み）						70,305	105,616	
人件費						0		
【事務分担量】（%）						0		
合計（+）	0	0	0	0	0	70,305	105,616	
国（特定財源）								
都（特定財源）						36,924	23,076	
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	33,381	82,540	
実績の推移	事項名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度

事務事業分析シート（平成20年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成18年度（決算）		平成19年度（決算）		平成20年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	工事費			給排水衛生設備改修	7,921	給排水衛生設備改修	11,961
				空調設備改修	10,733	空調設備改修	16,123
				電気設備改修	13,587	電気設備改修	20,411
				建物改修	38,064	建物改修	57,121

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		17年度	18年度	19年度	20年度	目標値 (22年度)	
	-	-	-	-	-	-	-
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 指標分析）	
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成21年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
センター移転（直営部分）に伴い、現施設の空きスペースを活用し、特別支援学校等の卒業生の受け入れを行う。荒川生活実習所（27名から40名へ）、荒川福祉作業所（48名から55名へ）	特別支援学校等の卒業者の日中活動の場が確保され、地域での自立生活が可能となる。
-	-
-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
-	継続	平成21年度移転予定

議会議況 （要旨）	
--------------	--